

産業資本主義段階における

近代的独占の存在形態（三）

——北東イングランド石炭独占の歴史的な性格——

若 林 洋 夫

△目次▽

問題の所在

- 一 北東イングランド石炭鉱業の存在構造
 - (1) 石炭鉱業における技術改良と労働手段体系
 - (2) 石炭鉱業における労働力編成と資本・賃労働関係
 - (3) 炭坑企業の展開と鉱区所有

（以上、第二十四巻第五・六合併号）
 - 二 石炭流通機構と市場Ⅱ独占禁止政策・石炭税制の展開
 - (1) 石炭流通機構と市場Ⅱ独占禁止政策の展開過程
 - (2) 石炭税制の展開過程

（以上、第二十五巻第二・三合併号）
 - 三 北東イングランド石炭独占の歴史的展開
 - (1) 「出荷制限協定」成立に至る前史
- 〔一〕 「ホストメン・カンパニー」の解体・再編

(二) 「グラント・アライズ」の歴史的性格

(2) 北東イングランド石炭独占の歴史的發展過程

(一) 「出荷制限協定」の成立と展開—一七七一年—一八二八年(以上、本号)

(二) 危機と再建—一八二九年—一八三四年三月

(三) 炭鉱主・ファクター協定の成立と展開—一八三四年六月—一八四三年

(四) 石炭独占の崩壊—一八四四年—とその意義

(3) 総括—北東イングランド石炭独占の歴史的性格—前期的(初期)独占および

「最新型独占」との歴史段階的比較考察

付属資料 I 一八三三年ティン・ウェア炭鉱主連合協定規約

II 一八三五年ティン炭鉱主協定規約

三 北東イングランド石炭独占の歴史的發展

北東イングランドのノーサンバーランドおよびダーラム両州をほぼ東西に流れ北海(North Sea)に注ぐティン・ウェア両河流域の諸炭鉱を包摂して一七七一年に成立した石炭出荷制限協定は、既に第一章で詳述したように一七五〇年代—六〇年代とくに六〇年代後半以降の蒸気力排水機関、および自然通気法に代わる人工通気法としての「気流循環法」の普及・一般化によるティン河下流とくにニューカスルより下流の諸炭坑およびウェア河沿いの深層炭坑の相次ぐ開坑によりもたらされた熾烈な競争、いわば初めての本格的な自由競争の展開の帰結であつた。

時あたかもイギリスにおける産業革命の開始期にあたり、一方では以後の石炭需要の一般的増加傾向に支えら

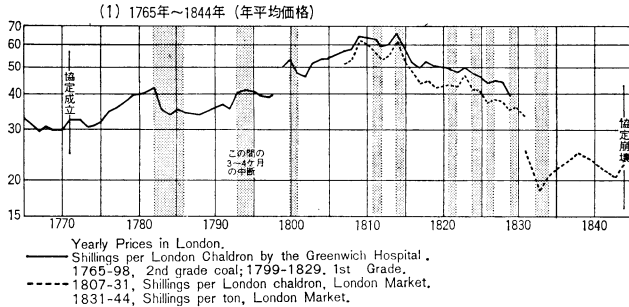
れ、他方ではロンドンを中心としたイングランド東部沿岸地方および東南部地方の石炭市場において北東イングランド炭田が他の諸炭田に対しても地理的立地的(自然的)優位性(荷嵩品である石炭の産炭地から消費地市場までの運賃率における優位性)に支えられ、何回かの中断を含みつつ、「出荷制限協定」はイギリス産業資本確立後の一八四四年(形式上の崩壊宣言は一八四五年)まで続いた。

協定の中断期間についてスウィージー、レヴィおよびウィリアムス等の間で必ずしも一致していないが、その最長期間をとる―それが最も適切というのではない―と、①一七八〇年～八六ないし八七年、②九〇年代半ばの三～五ヶ月、③一八〇〇年、④一二年、⑤一四年、⑥二一年、⑦二四年六月～二五年七月、⑧二六年、⑨二九年一月～同年八月、⑩三三年～三四年二月(三三年八月以降暫定協定あり)、であった。⁽¹⁾

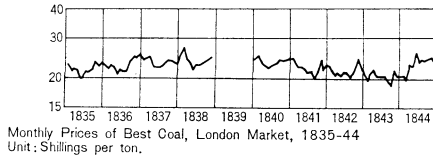
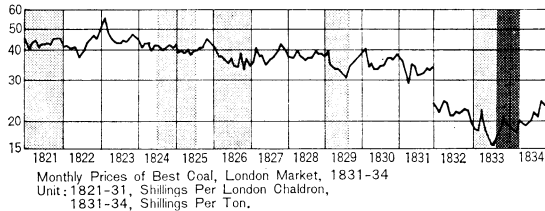
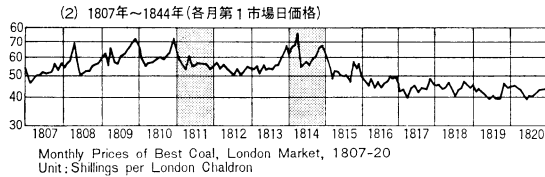
かかる協定の中断は、後述するように、主として生産⇨出荷割当量(河川・地域別の割当基準を *base*、炭坑毎のそれを *allotment* という)⁽²⁾をめぐる炭鉱間の対立にもとづくものであり、しかも優良炭鉱(最上質炭を生産するか、または低コストの生産条件を有する炭鉱)の割当量増加要求や協定割当量に対する生産⇨出荷超過をめぐる対立にもとづくものであった。

それにも拘らず、協定の再建をもたらしたのは、協定(独占)の崩壊による自由競争の再開が産炭地市場ないし消費地市場で二〇～三五%に及ぶ石炭価格の暴落(第3図参照)を引き起し、優良炭鉱といえども著しい利潤(率)低下を免れえなかつたからである。また、①炭質⇨銘柄による等級別価格協定が最上質炭(*best coal*)を基準とし、②さらに生産⇨出荷割当協定が生産能力を基準としつつも炭質をも考慮に入れ、協定が優良炭鉱のイニシアティブを基盤としていたことがその再建を容易にした、と思われる。

第3図 ロンドン石炭価格の推移



- 註 1) 出典 Sweezy, *op. cit.*, pp. 157-9 (chart IV) より借用・作成。
 2) 協定が全面的ないし部分的に存在しなかった期間を示す(スウィージーによる)。
 3) 1777年以前にも協定の存在しなかったことがあるが、期間は不明。
 4) この図のより正確な理解のためには、石炭諸税の推移、インフレーション(1797-1815)を考慮する必要あり、



- 註 1) 出典 Sweezy, *op. cit.*, pp. 153-7 (Chart I, II, III) より借用・作成。
 2) 協定が全面的ないし部分的に存在しなかった期間を、暫定協定(価格協定のみ締結)期間を示す(スウィージーによる)。
 3) この図のより正確な理解のためには、石炭諸税の推移、インフレーション(1797-1815)を考慮する必要あり、

さて、本章ではかかる北東イングランド石炭独占の成立から崩壊に至るまでの歴史的展開過程を、①その節目となる存在構造の変化をもたらしたる其々の転機に焦点を当てつつ時系列的に整序し、②かくしてその歴史的な性格如何を問う、という順序で叙述をすすめたいと思う。

ところで、北東イングランド石炭独占の歴史的性格を問題にする場合、少なくともわが国の研究史上(とくに経済史家のあいだ)では産業資本主義段階に独自の近代的存在自体が無視ないし等閑視され、また問題そのものの積極的意義が認められていない事情に注目せざるをえない。このことはひとり経済学だけの問題では決してない。かかる近代的独占の存在を方法的に捨象してきた理論経済学の問題でも³⁾ある。いずれにせよ、こうした研究史の現段階をも十分に考慮して北東イングランド石炭独占の歴史的性格を検討しようとする場合、われわれはわが国では田中豊治教授によって詳細に⁴⁾解明された初期独占の典型であるあの「ニューカスル・ホストメン・カンパニー」(Company of Hoshmen of Newcastle-upon-Tyne、一五八二—一八三年の「グランド・リース」[Grand Lease])を前史にもち、一五九九—一六〇〇年、王権「エリザベス一世」の「特許状」により「特権法人資格」を授与され、ニューカスルの石炭の生産・流通を支配し独占したカンパニー)にまで遡らざるをえない。しかし、われわれが問題にするのは絶対王政末期における初期独占としてのホストメン・カンパニーではなく、内乱(Civil War)―共和制時代―王政復古―名譽革命の諸期間を通じ一八世紀初頭に至るまでにそれがどのように解体され再編されていった(「近代化」)かということである。これが独占の歴史段階的比較を行うために不可欠の第一の作業である。次にわれわれが検討しなければならないのは、ホストメン・カンパニーの解体・再編以後一八世紀第二・四半期(一八二六—四九年)に形成されてくるニューカスルを中心とするタイン河流域の「グランド・アラ

イズ」(Grand Allies, or Grand Alliance)を中核とする諸炭鉱による「独占」の歴史的性格であろう。

一七七一年以後の北東イングランド石炭独占は、これに対して、一七世紀中葉以降ニューカスルを中心とするタイン河流域諸炭鉱に対抗する競争相手として登場してきたサンダーランドを中心とするウェア河流域諸炭鉱を初めて包摂したばかりでなく、既に指摘したように一七五〇年以降両河流域において新たな立地条件のもとで開坑されてくる新優良炭鉱を中核とするものであることに注目される必要があるであろう。

他方で、われわれは、北東イングランド石炭独占の歴史的性情を問題にする場合、一八七三年に始まり一九世紀末に至る「大不況」の過程で成立してくる高度な「生産の集積」を基礎とする「最新型の独占」との理論的方法的な歴史段階的比較考察を要請されるであろう。この課題は、本章第三節「総括」のなかではたしたいと思う。かくして、われわれは、北東イングランド石炭独占(「出荷制限協定」成立に至る前史の考察からはじめたいと思う)。

(1) P. M. Sweezy, "Monopoly and Competition in the English Coal Trade 1550-1850", pp. 39-41, 90, 94-5, 103, 107, 153-7; H. Levy, "Monopoly and Competition", pp. 116, 120; D. J. Williams, "Capitalist Combination of the Coal Industry", p. 36; T. J. Taylor, "Observation Addressed to the Coal Owners of Northumberland and Durham, on the Coal Trade of those Counties", 1846, pp. 11, 41-2.

(2) Levy, *op. cit.*, p. 117. 他方で「河川・地域別および炭坑毎を区別することなく、割当基準を一般的に basis と表現している事例も多いと思われる」(Sweezy, *op. cit.*, p. 60ff; Williams, *op. cit.*, p. 32)。本稿末尾の資料「一八三五年タイン炭鉱主協定規約」をも参照せよ。

(3) 産業資本主義ないし資本主義一般の理論体系において拡大された「資本一般」(カール・マルクスの『資本論』に固有の経済的範疇)の論理次元においては、自由競争の絶対的(＝理想的)支配のみを前提することは方法的に当産業資本主義段階における近代的独占の存在形態(若林)

然ることであるが、「競争論」では自由競争と独占との相互関係が考察対象の一つとなるであろう。ただし、自由競争は、第3節で考察するよう概念的には独占を、しかも封建的(前期的)独占ではなく近代的独占を対自的概念として扱うことによつてはじめて十全な規定を与えられる、と思われるからである。まして、歴史的事象の認識においては、産業資本主義段階において(近代的)独占が存在しないことを、プリアオリに前提することは許されないであろう。少なくとも、イギリスにおける国民と議会は一八三六年に至るまで北東イングランド石炭独占を当時の重要な政策問題の一つとしてとりあげたのである。

- (4) 田中豊治『イギリス絶対王政の産業構造』二二—三〇八ページ。外国文献については、本稿の(2)、第一章第3節註(8)(本誌第二五巻第二・三合併号「一〇四ページ」の文献「*Annals of Coal Mining and the Coal Trade*」(以後「*Annals*」と略称する) rep. ed. (1971) [1st ed., 1898], Vol. I, chaps. IX-X, XIII-XIV; E. R. Turner, "English Coal Industry in the Seventeenth and Eighteenth Centuries", in "American History Review", Vol. XXVII, Oct. 1921, pp. 7-8; M. Dunn, "An Historical, Geological and Descriptive View of the Coal Trade of the North of England", 1844, pp. 13-16; W. Green, "The Chronicles and Records of the Northern Coal Trade in the Counties of Durham and Northumberland", in "Transactions of the North of England Institute of Mining Engineers", Vol. XV, 1866, pp. 184-9, を参照。

(1) 「出荷制限協定」成立に至る前史

〔一〕「ホストメン・カンパニー」の解体・再編 ①ギルド的編成にもついた排他的成員構成②特権的自治都市(borough)としての都市自治体機構との密接な結合関係③王権との緊密なる連繫(1)利害の共棲関係という相互に密接な関連のある三つの特徴をもつ初期独占としての「ホストメン・カンパニー」は、内乱—共和制時代—王制復古—名誉革命という市民革命期を通じて、幾多の紆余曲折を経ながらも一八世紀初頭までにその初期独占と

しての性格を剝奪し解体されつつ第二章で指摘した炭鉱主と船主・船長（＝買付け商人）とを媒介するフィッターの—なお「地方ギルド」的性格を残存させてはいるが—より開放的な組合 (fraternity of filters, or agents) に編成替えし再編された、と思われる。

この解体・再編過程を前述した諸画期を中心にして説明しよう。

ピューリタン革命期（一六四〇—一六〇年） 絶対王制末期から内乱 (Civil War, 一六四二—一四九年) 勃発に至るまでの王権と癒着して下からの産業の自由な発展を抑圧する初期独占に対する世論の激しい批判と攻撃にもかかわらず、「ホストメン・カンパニー」はあの一六二三—二四年の「反独占条例」(Statute of Monopolies) の適用を免がれ(同条例Ⅷ項)、ピューリタン革命期を越えてなお存続したが、それにもかかわらずその解体・再編過程の進行をとめることはできなかった。

「ホストメン・カンパニー」それ自体の性格からも明らかのように、ニューカスルは内乱期には王党派 (Royalists) の拠点となり、カンパニー内部の主要な炭鉱主は王党派の中枢を構成した。一六四〇年にスコットランド「国民盟約軍」(the Scottish Covenanters) に占領されたニューカスルは、その撤退後に王党派の支配するところとなり、内乱勃発とともに、議会軍と王党派との北部の支配をめぐる中心の一つとなった。四二年一月、議会はニューカスルからの石炭を搬入することを禁止する布告 (ordinance) を出し、四四年初め議会軍と同盟したスコットランド軍による再占領後（一月）まで撤回されなかった。

ニューカスルが議会勢力の支配するところとなった結果、王党派の中枢となっていたホストメンし炭鉱主の地所・炭鉱・営業権は没収され、スコットランド軍への戦費返済のために格安値で (at bargain prices—スウィージ

①) 売却された、といわれる。⁽⁷⁾

その後、一六五三年、あのガーディナー⁽⁸⁾(Ralph Gardiner, Gent.)に率いられた、「ホストメン・カンパニー」の弱められたとはいえないなお存続していた「大特許状」による「独占」(ケンブリッジでの石炭価格は三年のロンドン・チャールドン当り一七シリング八ペンスから五三年には二一シリングに上昇していた。⁽⁹⁾しかしこれは販売市場における「買占め独占」をも考慮しなければならない)に対する反対運動の結果、議会に「営業とコーポレイションに関する委員会」(Committee of Trade and Corporations)が設けられ、タイン石炭業の調査に乗り出した。結局、同委員会は議会に「ホストメン・カンパニー」に授与されていた「大特許状」を廃止する法案を提出した。⁽¹⁰⁾

ところが、かかる法案が議会に提出された直後の五三年一二月、クロムウエルがクレーダーによって議会を解散した⁽¹¹⁾ことによって、法律として制定することができなくなったのである。⁽¹²⁾まさに、クロムウエルが「ホストメン・カンパニー」を救う結果となったのである。

こうした経過のなかで、五九年に釈放されたガーディナーと彼の支持者ら(ニューカスル・タウン外の富裕な炭鉱主や商人)は、「ホストメン・カンパニー」に対する攻撃を再開し、その結果、ホストメンは既に変化していた状況に対する「公式の譲歩」(the formal concessions)を余儀なくされた。というのはこうである。同年、ガーディナーらの運動によって、ホストメンは議会の「独占の悪弊防止のための委員会」(Committee for Preventing Abuses in Monopolies)の聴聞会に代表団を派遣することを命令され、その結果、①「ノーサンバーランド・ダーラム両州の(ニューカスルの)市民権のない炭鉱主(the unfree Cole Owners 以下、非市民Ⅱ炭鉱主と略す)引用者と会見するために」ホストメンの委員会が任命され、その委員会は②「独占に対する苦情を受理する本委員会

〔独占の悪弊防止のための委員会〕—引用者〕が作成した提案にしたがって彼ら（非市民Ⅱ炭鉱主—引用者）の石炭を出荷するための勧告について彼らと交渉し、③「本委員会にそこでの彼らの（出荷）手順を保証する」ことを求められ、「ホストメン・カンパニー」は非市民Ⅱ炭鉱主の石炭を取り扱うことをうけいれたのであるが、それは既に進行していたことを公認したにすぎなかったのである。⁽¹³⁾すなわち、一六四〇年以降、石炭供給の増加傾向（ニューカスルからの出荷量は一六〇八—一九年に約二三・九万吨、二六年に約二九・六万吨、五九—六〇年に約四六・二万吨）であり、他方でサンダーランドからのそれは、それぞれ、約一・二万吨、約三・三万吨、約一三万吨であった⁽¹⁴⁾のなかで、ホストメンは①計量超過（over-measure）による石炭引渡し（贈与炭の慣行〔Practice of gift coal, or over-weight bonus〕）②および非市民Ⅱ炭鉱主の石炭売却という二つの問題をめぐって内部対立を繰り返していた。四一—二二年に四人のホストメンが非市民Ⅱ炭鉱主の石炭を船積み・出港手続をしたことで摘発され、四四—五五年にはあるホストメンが八チヨルドロンに対して二チヨルドロンの贈与炭をしたことで摘発された（チャールズ一世は三七年五月に贈与炭を廃止する政令を發布したが、その後もこの慣行は続き一七世紀半ば頃二〇チヨルドロン当り四—五チヨルドロンの贈与炭が提供されていた。これはのちに、第二章で指摘した歩留保証〔scorage〕という法認された慣行となる）。こうしたなかで、五一年、「ホストメン・カンパニー」は、①ホストメンはスコア（score＝二〇チヨルドロン）当り一チヨルドロン以上の贈与をしてはならないこと（罰金二〇ポンド）②および委託で（on commission）販売しないことを条件にホストメンが非市民Ⅱ炭鉱主の石炭を自己勘定で（ホストメンの名義で、潤色して〔colouring〕）購入して出荷することを許可すること、を決定した。多くのホストメンは、こうして非市民Ⅱ炭鉱主を激励したばかりでなく、修業期間をとめてホストメンの構成員となる徒弟を採用しかつ他の「諸職業」（„misteries”）から

構成員として登録させる慣行(その法的根拠は、一六〇三―四年の「北部地方裁判所」[Council of North]の「裁定」および「附帯裁定」、一六〇四年のジェイムス一世[James I]の「大特許状」にあるが、内乱期に至るまでは無視され続けたのである)をつくっていったのである。⁽¹⁵⁾

かくして、内乱期に至るまで「炭鉱主の組合」(company, or fraternity of coal-owners)としての性格を保持しつづけた「ホストメン・カンパニー」は、ピューリタン革命期には炭鉱主とフィッターへの内部分化を進行させ、⁽¹⁶⁾反動時代の王政復古期にはホストメンⅡ炭鉱主と非市民Ⅱ炭鉱主との提携の気運さへ生まれてくるのである。

さて、議会を通じた石炭業「独占」の改革運動は一六六〇年春のチャールズ二世(Charles II)の復位(王政復古)によって前述した以上の成果を獲得できず、⁽¹⁷⁾「ホストメン・カンパニー」の「大特許状」自体は廃止されなかつた。

王政復古期(一六六〇―八八年)チャールズ二世の復位による王政復古は王権を支持する大部分のホストメンに新たな活力を与えた。六一年に「特許状」を彼等にとって一層有利なものにすることを企図して、抬頭してきたサンダーランドから船積みされる石炭にチャルドロン当り一シリングを課税(ニューカスルと対等のハンディキャップハリッチモンド・シリングを負わせる試み)させる方法を検討する委員会を任命し議会に請願し(この企図は実現しなかつたと思われる)、六二年には非市民Ⅱ炭鉱主が直接出荷し船積みするすべての石炭の差押え(seizure)を認可するニューカスルⅡタウンからの代行権(commission)を獲得した。⁽¹⁸⁾

また、四〇年以後のホストメンらのコンビネーションの事例が、第二次英蘭戦争(一六六五―六七年)およびロンドンの大疫病(the Great Plague 一六六四―六五年)・大火(the Great Fire of London, 一六六六年)の重なつた

六五―六七年に唯一の記録として残されている。オランダ海軍の海上封鎖によりイングランド東部沿岸地方・東南部地方への石炭輸送がきびしく制限されるなかで、石炭の高騰に関する調査が行なわれ、その結果六四―六五年三月六日に「石炭度量衡・価格規制法」が成立し、六五年三月二〇日、ロンドン市長とロンドン、ミドルセックス、ケント、サリーの各治安判事の会議が開かれ、三月二二日以降石炭価格はロンドン・チョルドロン当り三〇シリングを越えてはならないという命令を採択した。⁽¹⁹⁾オランダ海軍の海上封鎖による船積み不能およびその結果としての未売却石炭の在庫累積（二〇―一八ヶ月分）に悩まされていたホストメン⁽²⁰⁾炭鉱主は、同年四月二七日に開かれた会議で、この価格規制に対抗して在庫を捌くことを名目に五月一日から九月二九日までの炭鉱操業停止協定を採択した。⁽²⁰⁾

この協定のなかで注目されるべきことは、①二三人のホストメン⁽²¹⁾炭鉱主だけが署名して、この件について「ホストメン・カンパニー」の議事録に記載されていないこと②およびロンドンないし石炭価格への言及を意識的に避けていることである。このことは、一方では、ホストメン⁽²²⁾炭鉱主のイニシアティブと事情が必要とすれば彼等が独立した組織として行動しうることを示すものであり、他方では、ホストメン⁽²³⁾炭鉱主とホストメン⁽²⁴⁾フィッターとが十分に分化すると同時に相互に利害対立の局面が生じうることを示すものである、と思われる。⁽²¹⁾しかし、ホストメン⁽²⁵⁾炭鉱主はフィッターとの関係においてカンパニーをなお完全には放棄していなかった。六年五月および八月に同じ趣旨の最高価格制限命令（九月まで継続）が出されるなかで、同年五月に締結された操業停止協定は「ホストメン・カンパニー」の総裁・執事・カンパニー自体の正式の命令という形式をとったのである。⁽²²⁾⁽²³⁾

一六七〇年代半ば頃から八〇年代半ば頃にかけて新たな事態が展開される。七五年、タインマウス近郊のホイットレイ(Whitley)の諸炭鉱のリース(一一年契約で、初年度テン[ten]当り七シリング六ペンス、第二年度以降定額地代[上限一三四テン]一年当り五〇ポンド・上限を越える鉱区使用料テン当り七シリング六ペンスという近代的契約[modern arrangement]であった)が行なわれ、八五年にはタイン河の河口に近いノース・シールドズ(North Shields)近郊のイアーズドン(Earsdon)の諸炭鉱のリースが行なわれたのであるが、これらの諸炭鉱にはホストメンが全くないしほとんど干渉しなかつたばかりでなく、そこからの石炭の出荷・船積みは彼等の管轄権(タイン河流域)外の北海に面する海岸沿い(the village of Cullercoats)の小独立港で行なわれたのである。⁽²⁴⁾他方で、七九年以後「ホストメン・カンパニー」の「特許状」は更新されず、⁽²⁵⁾八一―二年に満期となったあの「グランド・リース」はダーラム司教管轄権(the See of Durham)に復帰し、その後ダーラム司教はそれを直接コロネル・リーデル・エンド・パートナー(Colonel Liddell & his partners)にリースした(これが、次項で説明するように、彼らの子孫トーマス・リーデル・エンド・カンパニー(Sir Thomas Liddell & Co.)が保有し、普通「グランド・アライズ」[Grand Allies]と呼ばれるようになるものである。⁽²⁶⁾

こうして、紆余曲折を経ながら、王政復古期においても、ホストメンの炭鉱主とフィッターとへの分化⁽¹⁾独立化、いやむしろ炭鉱主のホストメンとしての性格の稀薄化傾向(ホストメン資格自体の放棄を意味しない)と徒弟の独立および他の「諸職業」からの流入によって増加するフィッターのカンパニーへの再結集によって「ホストメン・カンパニー」自体がフィッターのカンパニーへと換骨奪胎(≡再編)される過程が進行し、その過程の進行に応じてホストメン⁽²⁾フィッター(Hostmen Hter)は炭鉱主の石炭の売却・出荷代理人としての一八世紀初頭に

降の固有の營業活動に専念していくようになる、と思われる。

名譽革命（一六八八年）—一八世紀初頭 名譽革命の翌八九年に成立した「王室鉱山条例」(Royal Mines Act, 1 Wm. & Mary, c.30 および九三年の 5 Wm. & Mary, c.6)は、周知のように、一五六六年の「財務裁判所」(the Court of Exchequer)の判決における曖昧な点——金・銀を含む卑金屬鉱石（銅、錫、鉄、および鉛）が国王大権に帰属するの地表所有者に帰属するのかという点——を完全に払拭し、「銅・錫・鉄・または鉛の鉱山は、今後、たとえ金または銀がそれから採取されうるにしても、王有鉱山 (Royal Mine) であると裁定され、看做され、または解されてはならない(但し、金・銀に対する国王の先買権 [right of pre-emption] を認めた—引用者)」（八九年法第四条）と規定した。⁽²⁷⁾

こうして、ブルジョア革命の二つの時期を通じて、国王大権にもとづく独占特許と癒着した初期独占は終局的に一掃され、營業の自由は制度的政策原理として確立していくのである（第二章で指摘した一七〇一—一一年の「炭業団結禁止法」は「營業の自由」原理を現実的に実現しようとする制度的政策の一環である）が、当面の「ホストメン・カンパニー」の帰趨に関しては次のことを指摘しておくことが有益であろう。

一七〇三年、アトキンソン (Charles Atkinson) をはじめとする六人のホストメンは、ロンドン・シティの髯商人および石炭商人 (lightermen and buyers of coals) と同盟した非市民^{フランクフルト}（unfree gentlemen coal-owners）を支援した廉で、「ホストメン・カンパニー」より三ヶ月の營業停止処分をうけた。⁽²⁸⁾ アトキンソンは司法長官 (Attorney-General) に提訴したが、その訴状のなかでホストメンの諸機能を次のように指摘していることに注目すべきであろう。

「ニューカスル・アポン・タインにはホーストメン(Hoastmen)またはフィッターとよばれる人たちがおります。彼らが引受けている業務(Business)は、近隣の諸炭坑から運ばれてくる石炭をキールまたは小艇に積み込み、さらにキールまたは小艇の石炭をニューカスルからそれを運送する石炭船まで運搬することの面倒をみることであります。そして、今では、これらのホーストメンが炭坑主らから一定の価格で(at certain prices)石炭を購入し、それをキールに運び込み、船長に売却することが慣行となっており、さらに時々彼ら(ホーストメン)は近隣の炭坑主と船長との間の協定により一定の賃率(certain rates)で支払いをうけております。したがって彼らが「しかも彼らだけが」、今では、炭坑主と船長との間で活動しており、そして彼ら自身以外に誰もそのように活動するための苦勞をしないでありましょう……したがって、ニューカスルでのすべての石炭取引は、彼らが主張しますようにこれらのホーストメンの手中を通らなければならぬのであります……」⁽²⁸⁾

見られるように、一八世紀初頭には、「ホストメン・カンパニー」は一七世紀初頭以来の「炭鉱主の組合」か
らなお「地方ギルド」的性格を残存させた「フィッターの組合」へと解体し再編されたことは明らかであろう。
しかも、既に指摘した内乱期以降のフィッターとしてのホストメンが増加しつづけるなかで、フィッターは非市
民炭鉱主の代理人としても活動するようになり、その社会的地位も低下し、一八世紀初頭には炭鉱主と年季契
約(Yearly bond)を結ぶようになったのである。⁽³⁰⁾

さて、アトキンソンらの提訴に対して、司法長官は、「彼ら(ホストメン)はタイン河で石炭を船積みし売却処
分する独占権を法律上もっていない(一六七九年以後「特許状」が更新されなかったことを指すものと思われる)引用者」。
いかなる炭鉱主もニューカスルで自分自身の石炭を船積みしようとするのであれば、彼はそれを行うことができ
る。」という『裁定』(Verdict)を下し——「ホストメン・カンパニー」は前記の独占権が彼らの特権であるという主張を
保持した——、これは命令とはならなかったが、名誉革命以降の営業の自由をますます支持する時代的思潮を反

映して「權威の重み」(the weight of authority)をもったのである。⁽³¹⁾

〔二〕「グランド・アライズ」の歴史的性格 一六六五—一六六六年のホストメン^{II}炭鉱主および「ホストメン・カンパニー」の炭鉱操業停止協定締結および命令以後一八世紀の最初の二〇年間までの期間におけるタイン河流域諸炭鉱のコンビネーションの試みに関する事実資料は、一七〇〇年前後、一七〇三年、一〇年、一八年のロンドンの解^{II}一次卸商人に支払うプレミアムをニューカスルでの船上渡し価格に転嫁するためのコンビネーション等を除いて、ほとんど残存していないといわれる。⁽³²⁾

一八世紀におけるタイン河流域諸炭鉱の最初の典型的コンビネーションは一七二六年の「グランド・アライズ」(Grand Allies)の結成を契機とし、少なくとも当初は「グランド・アライズ」のイニシアティブによる他の諸炭鉱を含めた生産割当・価格規制協定の成立によってすすめられ、中断期間は不明であるが、四九年まで続いた。かかる炭鉱主のコンビネーションの性格は、何よりもまず、「グランド・アライズ」の結成目的そのものうちに現われている。

それは、二六年六月二七日付で、当時の最大級の三名の炭鉱主であったウォートレイ (the Honorable Sydney Wortley, Esq.)、リーデル (Sir Henry Liddell, Bart.)、ボーズ (Geo. Bowes, Esq.)、およびその他の者(彼らのパートナーであると思われる)との「四者間協定」(“Quadrupartite Agreement”)として成立した。⁽³³⁾

この協定の第一の目的は、可能なかぎり多くの鉱区使用権および通行権を買収または賃借し、しかもそれら多くは将来の採炭使用のためのもので当面は放置されたまま固定地代 (dead rent) のみを支払うのであり、かくして他人による新炭坑の開坑を妨げることである。第二に、鉱区使用権ないし通行権を買収または賃借しえない

第20表 1733年の協定による生産=出荷割当量

炭 鉱 主 名	割 当 量	割 当 率(%)
	Newcastle chaldron	
Sir Henry Liddell Bart.	80,000	26.6
Edward Wortley Esq. & Partners	54,000	17.9
George Bowes Esq.	44,000	14.6
Lady Claverling	22,000	7.3
George Pitt Esq.	17,000	5.6
Richd Ridley Esq.	46,000	15.3
Fra. Rudston Esq.	14,000	4.7
Mr. White	8,000	2.7
Messrs. Simpsons	6,000	2.0
Felling	10,000	3.3
合 計	301,000	100.0

註 1) 出典 Sweezy, *op. cit.*, p.25 より作成。
 2) この協定締結の月日および発効日は不明である。

場合には、タイン河に接する数多くの石炭積み出し波止場(Wharves or Coal Wharfs)およびかなりの隣接地を賃借し——彼らがそれを使用するわけでは決してない——、その付近(とくに最上質炭を産出するタイン河南側)の諸炭鉱からの最短距離による出荷を妨害すること——三〇年代の北部イングランド炭坑主たちの石炭運搬道公有化運動を想起せよ——を企図した。第三に、当時「グラント・アライズ」のみでニューカスルからの石炭出荷量の過半を占めていた(第20表参照)条件のもとで、他の既存の諸炭鉱との生産割当・価格規制協定の締結を企図した。その際、「グラント・アライズ」は、タイン河のみでなく、重要な競争相手であるウエア河流域諸炭鉱との協定を企図したこと——これは実際には一七七一年以前には締結されなかったと思われるが、「グラント・アライズ」は協定締結の際にはウエア河流域諸炭鉱に対して一・二万トン——二万ニューカスル・チャルドロンの割当量を用意した——である。⁽³⁴⁾

次に、①生産⇨出荷割当(⇨制限)協定における「グラント・アライズ」の占めた比重と②協定に参加した炭鉱主の出自ない

し社会的地位について説明しよう。第一の点については、三三年に締結された協定（第20表参照）により知ることが出来る。すなわち、ここでは、「グランド・アライズ」だけで割当量全体の五九・一％を占めその圧倒的比重は明白であり、それに次ぐドリレイとクレイバーリング（グランド・アライズ）はこの二人を協定に参加させることの最大の努力を払った）を含めると八一・七％と全体の％を越えるほぼ絶対的ともいえる比重を占め、もともと少ない炭鉱主（二〇人）のなかで上位五人の位置は決定的であることが示されている。⁽³⁵⁾ しかも、この割当総量は三三年のニューカスルからの実際の出荷量二九・一万ニューカスル・チョルドロン（沿岸二七・五万N・c、海外向一・六万N・c、因に翌年の出荷量は両者あわせて二七・四万N・c）を一万チョルドロンも上回っており、この協定にはほとんどすべての炭鉱主が参加していることを示唆している。⁽³⁶⁾ 最後の点に関して付言すれば、「グランド・アライズ」が混合炭を最上質炭として売却しようとしていた企図（一七三〇年制定法で「銘柄詐称による販売の禁止」が五〇〇ポンドの罰金ともなつて定められた⁽³⁷⁾）と関わつて、三二年、それが競争相手から拒否されると、「グランド・アライズ」はニューカスル・チョルドロン当り一二シリングであつた船上渡し価格を九シリング六ペンス、さらに九シリングにさへ引下げてその協約（terms）に従わせようとし、遂に三二年初めにその協約にとって重要なすべての炭鉱主を参加させ、石炭価格はすぐ従来の水準に戻つたという経緯があつたのである。⁽³⁸⁾ 三九年頃には、「グランド・アライズ」の生産量出荷量は全体の五〇％以下になつていたようであるが、⁽³⁹⁾ その後の細目は明らかでない。第二の点について、第20表に登場する一〇名の炭鉱主のうちウォートレイとピットを除いて八名はホストメン資格を保持していたが、「ホストメン・カンパニー」のなかでの役割は明らかではない。⁽⁴⁰⁾ しかし、彼らがフィッター・ホストメンとして船主・船長に買付け商人への売却・出荷業務を営んでいなかったことは行論のなかで

明らかになるであろう。最大の炭鉱主リーデルは、一七世紀初頭の最大のホストメン \equiv 炭鉱主であったリーデル \equiv ラーベンスワース家の血筋をひき、また「グランド・リース」が満期となった際ダーラム司教よりそのリースをうけたコロネル・リーデル・エンド・パートナー(Colonel Liddell & his partners)の継承者であり、しかも彼の父(Sir Henry Liddell)は一七〇八年当時「ホストメン・カンパニー」の総裁(Governor)であり、「炭鉱貴族」といってよい人物である。⁽⁴¹⁾ ウォートレイは、ニューカスルの出身ではなく、ウォートレイ卿(Sir Henry Wortley)男爵の爵位の正式授与前に死亡)を母方の祖父とし、ケント州のサンドウィッチ伯(Baron of Sandwich)のモントギュー卿を父方の祖父とする人物である。⁽⁴²⁾ ボーズは、二九年にダーラム州の州選出下院議員(Knight of the Shire for the County of Durham)であった人物である。⁽⁴³⁾ クレイバリーリング夫人は、遅くとも一六二二年以降ホストメン \equiv 炭鉱主であった家系を継ぎ、また一六九三年にダーラム司教よりブラックバイン・フェル(Blackburn Field)の鉱区をリーデル(Thomas Liddell)とともにリース(三代満期契約)をうけたクレイバリーリング卿(Sir J. Clavering Claybarrington)夫人との続柄は明らかでないが、彼女が未亡人であることから推測すれば、彼女の夫ではないかと思われる⁽⁴⁴⁾の継承者であると思われる。以上の四名以外の炭鉱主の出自ないし社会的地位の細目はなお明らかではないが、指摘した点だけから見ても、彼らの多くは前項で明らかにした一七世紀後半以降一八世紀初頭までの「ホストメン・カンパニー」の解体・再編過程でホストメン資格を残しつつも炭鉱主(炭鉱資本家)として分化していった階層に属し、しかもそのなかには一七世紀第一・四半期の「炭鉱主の組合」としての「ホストメン・カンパニー」の中枢人物(リーデルおよびクレイバリーリング)の子孫もいることが確認しうるのである。

第三に、ここで、主として炭鉱主のコンビネーションと関連して、炭鉱主とフィッターとの関係を説明しよう。⁽⁴⁵⁾

一七二九年初め以来、議会でロンドンにおける石炭騰貴が問題とされ、そのなかでフィッターと船長との間に於ける輪番制で船荷を売りに出す協定（解_{II}一次卸商人のプレミアム請求への対抗措置でロンドンではフアクターが協力した）もとりあげられる事態となった時、リーデルは、その責任をフィッターと船主・船長に向けさせるためにノーサンバーランド・ダーラム両州を中心とする主として炭鉱主でもある下院議員等に働きかけて世論づくりに腐心した。そうして、解商人を「大庄制者」(great oppressors)として非難させることには成功した（リーデルの「抜けない外交」[the astute diplomacy of Liddell]ないし「経済的利害と政治力とのコンビネーション」[the combination of economic interest and political power])が、フィッターは「潔白」(clear)とされ、炭鉱主はプレミアムを提供した廉で非難されたのである⁽⁴⁶⁾。この経過のなかで、一七三〇年制定法(3 Geo. II, c. 26)が成立したことは、前章で指摘したとおりである。ところで、とくにニューカスルの炭鉱主は、コンビネーションが違法とされた一七二〇年代から用心深く集団的に行動しないようにとりきめ、表面上、ニューカスルで輪番制で石炭の船積みを行なわせる場合引渡し証明書なしでフィッターが適切と考える行動をする許可を与えていたのである⁽⁴⁷⁾。そして、炭鉱主が生産_{II}出荷割当協定を結んでいたと思われる二九年には、彼らはフィッターに船主・船長への引渡し指示を与えていたのである。さらに、劣等炭と優良炭とを混合して優良炭として売却するという違法な営業者は、「グラント・アライズ」を中心とする炭鉱主が銘柄証明を行うフィッターにそれを強要し協力させることよってはじめて可能になったことは言う迄もない⁽⁴⁸⁾。

三〇年代を通じて、「グラント・アライズ」のイニシアティブによる生産_{II}出荷割当・価格規制協定が続くなかで、三六年に船上渡し価格をニューカスル・チャルドロン当り一三シリングに引上げようとし、同時にロンドン・

チョールドロン当り一シリングのプレミアムを除去しようとしたといわれ、三七年一〇月頃に炭鉱主と彼らの代理人（＝フィッター）が署名した文書による協定は出荷割当とともに輪番制にもとづく引渡しによる劣等銘柄炭のシェア（share）を保証——これなしには優良銘柄炭の買付け↓消費地市場での売却選好が生じる——するものであったといわれた。⁽⁴⁹⁾翌三八年四月二七日、ロンドン市長・参事会・ロンドン下院は、「最近の石炭価格の騰貴と、船長が輪番およびその他の手続きによる（石炭の）引渡しを行なっていることから」生じる懸念を表明し、「現在、石炭価格を維持し、吊り上げるためのコンビネーションが存在している」として下院へ請願書を提出したが、この年に締結され、以後継続されたフィッター内部の秘密協定「フィッター出荷〔割当協定〕（the Fitters' yards）」は次のような特徴をもっていた。すなわち、①フィッターの出荷量は月毎に割り当てられる②割当出荷量を越えたフィッターは、不足しているフィッターが割当量の出荷を完了するまで、出荷業務を中止する③したがってフィッターはできるだけ毎月後第一週に出荷割当を受ける④其々のフィッターの所有キールは一隻とする（？）⑤いかなるフィッターもカンパニーの利益のために定められた規約のいずれかを逸脱したという嫌疑をうける道理に適った原因を生じさせた場合には、当人は、カンパニーの二名の立合いのもとで、炭鉱主の次回会議に出席し、そこで自分への嫌疑に対する回答を宣誓して陳述しなければならない、というものであった。⁽⁵¹⁾これは、炭鉱主のコンビネーションを石炭出荷⇨売却過程で支えるものであり、炭鉱主に対するフィッターの協力⇨従属関係を示すものであると思われる。⁽⁵²⁾三九年初めに、「グランド・アライズ」は、二〇〇名のキール船員を雇用する主要なフィッターを傘下におさめていた。⁽⁵³⁾

一七七一年以前の最期の炭鉱主のコンビネーションは四六一四九年に存在したが、これが「グランド・アライ

ズ」のイニシアティブのもとにあったか否かは不明である。しかしながら、本質的には、三〇年代の「グランド・アライズ」のイニシアティブによる生産⇨出荷割当・価格規制協定とそのもとのフィッターの出荷量割当・輪番出荷協定による協力体制の継続である、と思われる。⁽⁵⁴⁾

以上説明してきた——必ずしも十分とはいえない——諸史実を念頭におきながら、「グランド・アライズ」型コンビネーションの歴史的性格を考察したいと思う。

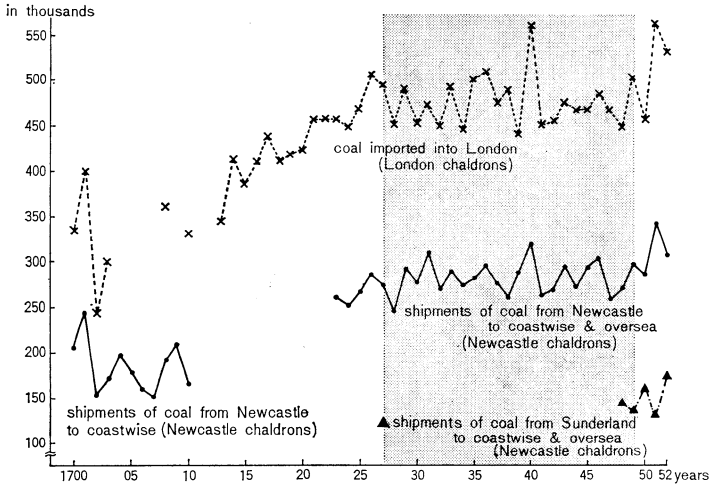
まず第一に指摘しておかなければならないことは、ニューカスルを中心としたタイン河流域諸炭鉱の蓄積基盤はロンドンを中心とするイングランド東部沿岸・東南部地方の諸市場にあり、これらの地方は石炭供給を海上運賃と陸上運賃との隔絶した格差（一七四三年のロンドン・チャルドロン⇨マイル当りターンバイク運賃はほど一七ペンスであり、ミッドランドからロンドンまで「一〇〇マイルと見積る」石炭を運送すれば運賃だけで一四〇シリングを越える。これに対して、ニューカスル⇨ロンドン間「航路約三五〇マイル」の石炭船運賃は二九年にロンドン・チャルドロン当り七〇八シリング程度であった）を根拠として北東イングランド炭田にはほ完全に依存している、⁽⁵⁵⁾ということである。かかる地域（炭田）間競争の欠如ないし不可能性こそ、北東イングランド炭田内部のみのコンビネーション——といえこゝではウエア河流域諸炭鉱との連携を欠いているが——によってこれらの市場の独占を可能にしたのであり、そのかぎりでは一七七一—一八四四年の「出荷制限協定」も同様である。

第二に、既に指摘したように、かかるコンビネーションは、ウエア河流域諸炭鉱との連携を欠いている（と思われる）点で不安定性が付き纏ってはいるが、少なくとも三〇年代末までは「グランド・アライズ」による鉱区・通行権・タイン河隣接地の（買収・リースによる）「独占」によって支えられた。これらを実際に使用しない場

合に支払う固定地代 (dead rent) が多ければ多いほど稼働炭鉱の利潤を侵食する——「独占者らは (the monopolists) 長期かつ高価なリースを背負わされたのであり、しかもそれをその後長年にわたって取り除くことができなかった⁽⁵⁶⁾」というアシュトン⁽⁵⁶⁾のサイクスの指摘を想起せよ——のであり、かかる非合理的な鉱区・通行権等の独占「政策」は逆にまたコンビネーションを必至とするのである。三九年当時のニューカスル・チャルドロン当りの船上渡し炭の総費用は七シリリング六ペンス以下であり、九シリリング六ペンスで売却して公正な利潤 (fair profit) が得られるにも拘らず、一三シリリングで売却することによって連合王国に八三、五〇〇ポンド (ニューカスル・サンダーランド両港の総出荷量に関わることと思われる) の追加負担⁽⁵⁷⁾ 独占的超過利潤を課したといわれている。また、四六—四九年に、私が第一章で紹介したあのスロックレイ炭坑の監督⁽⁵⁸⁾ 炭坑技師のブラウンのホワイトヘヴン炭坑のスペディング (Carlisle Spedding) 宛書簡の中で、コンビネーション下の利潤は「闘争的取引」(a fighting trade) 時の三倍に達した⁽⁵⁹⁾ と指摘されている。この超過利潤は炭坑地代に吸収されないかぎりでは炭鉱主が取得したのであるが、その一部は未使用鉱区・通行権等への地代支払いに充当された。

ところで、石炭鉱業 (鉱業一般) における独占は、一般的に、鉱区 (所有の) 独占を不可欠な基礎としており⁽⁶⁰⁾ 一炭坑ないし坑当りの生産の集積 (石炭鉱業における厳密な意味での生産の集積) が①石炭の賦存状況という自然的条件と②炭鉱技術という社会的⁽⁶¹⁾ 歴史的条件とに依存するかぎりでは、生産と資本の集積と集中は——地下埋蔵鉱石の帰属に関して「土地所有者主義」を原則としているイギリスではなおさら——著しく乖離する可能性をつねに孕んでいる⁽⁶⁰⁾、といわなければならない。換言すれば、鉱区独占ないし鉱区所有の集中が生産の集積の低位性を補充・代位するのである⁽⁶¹⁾。

第4図 18世紀第2・4半期におけるロンドン石炭入荷量およびニューカスルの出荷量の停滞



註 1) 出典 B. R. Mitchell, "Abstract of British Historical Statistics", pp. 109, 112; より作成。

2) 〇は「グランド・アライズ」を中核とした、またはそれを含むタイン河流域諸炭鉱の生産=出荷制限・価格協定が存続した期間を示す(中断期間の有無は不明)。

第21表 ロンドンの平均石炭入荷量と平均価格

(5年間移動平均)

期 間	入 荷 量	価 格*
	in thousands of London chaldron	shillings per London chaldron
1720—24	451	26.8
1725—29	484	26.8
1730—34	465	26.6
1735—39	485	27.5
1740—44	484	29.1
1745—49	476	28.8

註 1) 出典 Sweezy, *op. cit.*, p. 143 より借用。

2) * 石炭価格はグリニッチ病院 (Greenwich Hospital) の平均支払い価格である。

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態(若林)

さて、第三に、この問題とも関連して、前述の非合理的な「政策」を推進させたのは一八世紀第二・四半期における市場↓生産の停滞的状况(第4図および第21表を参照)にあったのであり、またそれを兎にも角にも可能にしたのは当時の炭鉱技術の低位性——とはいえイギリス国内では北東イングランドは炭鉱技術の先進地帯であったことは既に指摘したとおりである——にあってしたのである。すなわち、当時の炭鉱技術については、馬力排水機と自然通気法⇨切羽通気法(三〇年代に加熱ランプないし衝風炉が導入されはじめるが)に制約されて堅坑深度はほぼ三六〇フット・切羽領域は半径約二五〇ヤードを限度とし、残柱式切羽(⇨一丁切羽)では手工的採炭が行なわれ、坑内運搬は人力による炭籠・櫛・手押し炭車が使用され、巻揚過程は馬力巻揚機で行なわれ、さらに坑外運搬は手押し炭車または馬匹炭車で(一部で木製軌道敷設される)行なわれた。⁽⁶²⁾このなかで、「グランド・アライズ」を構成する炭鉱主たちが技術改良に熱心であったことも疑いない。⁽⁶³⁾そして、こうした技術水準に制約されて、タイン河流域から出荷される石炭の大部分はなおニューカスルおよび対岸のゲイツヘッド以西(タイン河上流—旧来的立地条件)の諸炭坑からのものであり、湧水が多く炭層が深部に賦存するそれら以東(下流)では三〇年前後に掘鑿が始められたばかりだったのである。⁽⁶⁴⁾また、タイン河流域以外のノーサンバール州からの石炭出荷は前項で指摘したキュラーコート、および北海に面する州北端のトゥィードマウス(Tweedmouth)でわずかに行なわれていたにすぎなかった。⁽⁶⁵⁾そうした事情のうえに、たとえ通行権独占がないとしても高くつく坑口から河川までの坑外運搬費用は炭鉱立地を一層制約した(次節で述べるように、一七八七年でさえ、タイン河流域二炭坑中、河までの距離が五マイルを越えたのは六炭坑、最高九マイルであった)⁽⁶⁶⁾と思われる。かかる炭鉱立地条件の制約性⇨狭隘性、とりわけニューカスル・ゲイツヘッド以東のタイン河下流における開坑の困難性こそ、一六八〇年代後半から九〇年代に

かけてダーラム司教より旧「グラント・リース」を構成したゲイツヘッド・ウィックカム(Whickham) 地域の広大な鉱区をリースされ、しかも既に一七世紀初頭にガスコイン卿夫妻(William Gascoigne, Kn. & Barbara)からラーベンスワースの所領(その諸炭坑はたぶん一七世紀におけるタイン河流域での最も広大で重要なものであった。⁽⁶⁷⁾)を買収し入手していたリーデルラーベンスワース家(内乱期に少なくとも一部の炭坑等が没収処分を受けたことは既に指摘した)が一七二〇年代に最大の炭鉱主として大パートナーシップ「グラント・アライズ」に加わり、後者がさらに鉱区・通行権等を独占的に買収・リース受けすることを可能にした決定的要因だったのである。炭鉱立地条件が拡大されればされるほど買収・リース受けすべき鉱区・通行権等の範囲も拡大し、市場停滞下でのそれらの非稼行・不使用は操業炭鉱の収益を著しく圧迫し、遂にはそうした「政策」を放棄せざるをえなくするであろう。事実、炭鉱立地条件の拡大こそ、「グラント・アライズ」をして遅くとも一七四九年以前にかかる新規参入阻止「政策」を放棄せざるをえなくし⁽⁶⁸⁾、同年コンビネーションを崩壊させたのである。

第四に、第20表などによって、少なくとも三〇年代のコンビネーションにおける「グラント・アライズ」の鉱区独占生産・資本の集中——三三年の総割当量の五九・一%、一七・八万ニューカスル・チャルドロン^{II}約四八万トン——による独占的支配の状況は明白であるが、経営炭坑数や一炭坑当り経営規模などは不明である。一炭坑当りの採炭量について一言すれば、当時の一坑(pit)の寿命は前述した切羽領域の狭さのために数年であり、毎年のごとく坑の閉鎖と新設が続き、そのうえリース契約で鉱区所有者が一年当り採炭量の上限を定めたことにより、相対的に小規模であった⁽⁶⁹⁾。たとえば、一七四三—四九年にタンフィールド・ムーア炭坑(Owners' Name = Messrs. Simpsons)は一年当り採炭量を一、〇〇〇トン(一万ニューカスル・チャルドロン^{II}約二・七万トン)に制限

され、四五―五〇年の「グランド・アライズ」経営のロング・ベントン炭坑の年平均採炭実績は一、四二六トン(約三・八四万トン)であった。⁽⁷⁰⁾

以上の諸点を総括しよう。「グランド・アライズ」型コンビネーションは、前期的(商人)資本の石炭鉱業支配でも国王大権により独占特許を授与されたカンパニーとしての初期独占でもない。かかるコンビネーションは、「グランド・アライズ」のイニシアティブのもとにあるとはいえ、基本的には、炭鉱主の「自由意思にもとづく営業」取引の制限」としてのコンビネーションである。蓄積基盤がロンドンを中心とするイングランド東部沿岸・東南部の諸市場にあるとはいえ、あの中世的な遠隔地間取引操作による「譲渡利潤」を追求するものでもない。すなわち、コンビネーションの価格協定は、産炭地ニユーカスルでの船上渡しニ出荷価格規制を企図するものであった。このかぎりでは、マニユファクチュアの生産構造をもつ初期産業資本としての石炭鉱業資本のコンビネーションニ独占である。鉱業における独占は鉱区独占を不可欠の基礎とし、厳密な意味での生産(単位)における資本の集積が自然的・技術的条件に依存するかぎり、石炭鉱業における独占形成は資本の集積と集中の乖離を促進せざるをえない。換言すれば、この独占の形成にとって、生産ニ資本の集積よりもむしろ鉱区独占と生産ニ資本の集中こそ規定的契機となるのである。⁽⁷¹⁾この意味では、「グランド・アライズ」型コンビネーションは「自然的独占」としての近代的ニ資本主義的独占の一種型としての性格をもっていると規定すべきであろう。

ところが、他面で、この独占は、ホストメンとしての出自となおその成員資格をもつ——前期的資本の炭鉱ニ産業資本への転成の結果として——多くの炭鉱主・「グランド・アライズ」による鉱区・通行権・タイン河隣接地の買収・リース受けによる「買占め」とそれらの非稼行・不使用(とくに後の二要素)という鉱区独占一般とは区別すべ

き非合理的な「政策」にも強く支えられており、この意味で、なお前期的要素を完全には払拭していなかったというべきではなからうか。

かくして、「グラランド・アライズ」型コンビネーションは、全体として、近代的独占としての性格を濃厚にもちつつ、なお前期的独占⁽⁷³⁾としての要素が重畳した独占と規定すべきであると思われる。

- (1) 田中、前掲書、二七六ページ。
- (2) R. Smith, "Sea-Coal For London", p. 14.
- (3) 「反独占条例」の内容(条項)等については、W. H. Price, "The English Patents of Monopoly", 1906, pp. 25-46, 135-141 (Appx. A); 邦訳、浜林正夫他編『原典イギリス経済史(増補版)』一九七二年、二〇一―六ページ。反独占条例に闕説したものととして、さしあたり、堀江英一「初期独占」京都大学「経済論叢」第六十四巻第四・五・六合併号、一九四九年二月、一四三―一五一ページ。同「堀江英一著作集」第3巻、一九七六年、一二九―一四二ページ。岡田与好「独占と営業の自由」一九七五年、一七五―一八〇ページ。浜林正夫『増補版イギリス市民革命史』一九七一年、四八―四九ページ。同「初期独占」と市民革命」増田四郎他編『社会経済史大系V』一九五九年、所収一九ページ。紀藤信義『イギリス初期独占の研究』一九六三年、「第四章 独占廃止令をめぐる問題(一三四―一七〇ページ)」。田中豊治「独占体系の解体」大塚久雄他編著『西洋経済史講座Ⅳ』一九六〇年、所収、九七ページ。を参照。
- (4) 田中、前掲書、二八六ページ。Price, *op. cit.*, p. 140; Levy, *op. cit.*, p. 27; Sweezy, *op. cit.*, p. 14; Williams, *op. cit.*, p. 20; Smith, *op. cit.*, p. 9.
- (5) 田中、前掲書、二八七ページ。Sweezy, *op. cit.*, p. 18; Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 134, 143; Smith, *op. cit.*, p. 12; Green, *op. cit.*, p. 189.
- (6) Sweezy, *op. cit.*, p. 18; Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 142-3; Smith, *op. cit.*, p. 12; Dunn, *op. cit.*, pp. 15-6; Green, *op. cit.*, pp. 188-9. この布告の結果、燃料の極端な不足に陥り、石炭価格はロンドン・チャルトルロン産業資本主義段階における近代的独占の存在形態(三)(若林)

当り四ポンドに高騰し、四三年一〇月、議会は石炭にかわる木材の供給のための布告を出し、翌年にはロンドンに泥炭を供給するための布告を出した(Galloway, "Annals", Vol. I, p. 142)。かくして、第一次英蘭戦争(五二—四一年)期の混乱を含めて、一六四二—六〇年をイングランド南部の消費者は「燃料飢饉時代」(a period of fuel famines)と看做した(Smith, *op. cit.*, p. 12)。

- (7) Sweezy, *op. cit.*, p. 18; Galloway, "Annals", Vol. I, p. 134; Smith, *op. cit.*, p. 12; Green, *op. cit.*, p. 189. この没収処分をうけたホストメンは炭鉱主のなかには、リーチル(Sir Thomas Liddell)一六二二年の出荷割当基準約一六、八〇〇トン、総量の約五・五%、リデル(Sir Thomas Riddell)同上、約一八、九〇〇トン、六・二%、ディヴィン(Sir Alexander Davison)同上、約九、四五〇トン、三・一%、マーレイ(Sir Francis Marley)ミンズ(Sir John Minns)アンダーソン(Sir Francis Anderson)が含まれていた。この処分がその後どのような経緯をたどったかは明らかではないが、払下げ・返還をめぐって裁判事件となったことは確かであろう。Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 134-5, 139。この間の王党派の土地処分・差押え・示談は差押え解除などの一般的事情については、さしあたり、浅田毅衛『イギリス賃労働史形成史論』一九七四年、七三—七八ページ。浜林、前掲書、二一三—二二八ページ。を参照。

- (8) タイン河の河口に近いノース・シールドズ(North Shields)近郊のチルトン(the village of Chilton)の醸造業者(brewer)であったガーディナーは、「ホストメン・カンパニー」を彼の営業を抑圧するものと看做し、その解体とそれを支えるニューカスル自治体の通商権(trading rights)の剝奪を要求した。彼は、また王党派のホストメンは炭鉱主の炭鉱売却処分で炭鉱を購入した一人であり、五六年にニューカスル城(the Castle of Newcastle)に投獄されるが、五九年に釈放されると再び反独占運動を再開した(後述)。彼の著書『England's Grievance Discovered in Relation to the Coal Trade』, 1655, 及びGalloway, "Annals", Vol. I, p. 143; Smith, *op. cit.*, p. 11; J. U. Nef, "The Rise of the British Coal Industry", Vol. Two, p. 130; Green, *op. cit.*, pp. 190-1)。

- (9) Williams, *op. cit.*, p. 21-2.

- (10) この法案には、「各州の炭鉱主は、これ(この法律)引用者)によって、彼等の炭坑を賃貸またはリースし、さらに公衆の利益のために、石炭船へでも、他のどこでも、彼等が望む人たちに彼等の石炭を販売する自由(Liberty)

をめぐることがあるものとする。」(Williams, *op. cit.*, p. 22) という条項が含まれていた。

- (11) 堀江「前掲『著作集』」一四八ページ。
- (12) Levy, *op. cit.*, p. 28; Williams, *op. cit.*, p. 22. その後、この法案は日の目を見ることがなく葬り去られた。
- (13) Sweezy, *op. cit.*, p. 20; Smith, *op. cit.*, p. 11; Nef, *op. cit.*, Vol. Two, p. 130.
- (14) Nef, *op. cit.*, Vol. Two, Table D (1) facing page 380 (Appx. D).
- (15) Smith, *op. cit.*, pp. 12-3. 田中「前掲書」二八〇—二八一ページ。かくして、非市民、炭鉱主の石炭を商うホストメンの数は年を追う毎に増加し、六三年にかなりの数のホストメンが様々な規則違反のために重い罰金を課せられた (Smith, *op. cit.*, p. 13)。
- (16) *Ibid.*, p. 12; Sweezy, *op. cit.*, pp. 9-10, 13, 17, 20-1. 田中「前掲書」二二〇—二二二ページ、二八〇ページ、二八二ページ。
- (17) Sweezy, *op. cit.*, p. 20.
- (18) Smith, *op. cit.*, p. 12; Williams, *op. cit.*, p. 25; Dunn, *op. cit.*, p. 17; Green, *op. cit.*, p. 192.
- (19) Smith, *op. cit.*, pp. 10-1; Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 143-4.
- (20) Sweezy, *op. cit.*, p. 21; Smith, *op. cit.*, p. 11; Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 144-5; T. S. Ashton & J. Sykes, "The Coal Industry of the Eighteenth Century", p. 211; Green, *op. cit.*, pp. 192-3; T. J. Taylor, *op. cit.*, pp. 7-9. トー・ロー・ノートは「この規制 (regulation) なる協定は「炭鉱主の側の自由意思による」機構」(no voluntary institution on the part of the Coal-owners) と規定している (*Ibid.*, pp. 5-6) のように思われるべきである。
- (21) Sweezy, *op. cit.*, p. 21.
- (22) *Ibid.*, p. 21. 同じした事態のなかで、ロンドンにおける石炭価格は、六七年六月一日、ロンドン・チャルドルン当り六ポンドにも達した (Galloway, "Annals", Vol. I, p. 145; Smith, *op. cit.*, p. 11)。¹⁾ 同じく、同年一月二六日、議会は、翌六八年三月二五日まで、ロンドン・チャルドルン当り三〇シリングを越えてはならないという命令を採択した (Green, *op. cit.*, p. 190)。

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態(一) (若林)

- (23) レヴィとウィリアムスは、六五年のホストメン川炭鉱主のみによる協定に着目してのことであろうと思われるが、同年には「ホストメン・カンパニー」は公式にはなくなっていたとしているが、それが誤りであることは明らかである。(Levy, *op. cit.*, p. 28; Williams, *op. cit.*, p. 22)°
- (24) Galloway, "Annals", Vol. I, p. 131; Green, *op. cit.*, p. 196.
- (25) Williams, *op. cit.*, p. 23; Nef, *op. cit.*, Vol. Two, pp. 130-1.
- (26) Galloway, "Annals", Vol. I, p. 132.
- (27) Nef, *op. cit.*, Vol. One, pp. 268-9; Levy, *op. cit.*, p. 21; Williams, *op. cit.*, p. 23. 堀江「前掲論文」三七—一三七ニス。石村善助「鉱業権の研究」一八ページ。大塚久雄「近代資本主義の系譜」『大塚久雄著作集』第三巻 一九六五年 所収 二九五—二九六ページ。
- (28) Smith, *op. cit.*, pp. 13, 38.
- (29) *Ibid.*, p. 14.
- (30) *Ibid.*, p. 14.
- (31) *Ibid.*, p. 13-4.
- (32) Sweezy, *op. cit.*, p. 22; Smith, *op. cit.*, pp. 38-42; Levy, *op. cit.*, p. 107; Green, *op. cit.*, p. 199. この期間におけるニューカスルでのニューカスル・チョールドロン当りのきわめて断片的かつ不十分な船上渡し価格、および年間沿岸向 (coastwise) 出荷量の推移は、一六六五年—一三三三リング、一・二・四万 N・c (ニューカスル・チョールドロン)、七二年—七三三三リング (六月—五日)、一五万 N・c、七四年—七三三三リング、一七万 N・c、九六年—九一〇三三三リング (六月)、一五・一萬 N・c、九九年—一〇三三三三リング、二二・一萬 N・c、一七〇三年—約一〇三三三三リング、一七〇三—一七〇六リング、一七万 N・c、および一七〇六—一七〇九リング (Nef, *op. cit.*, Vol. Two, p. 397 [Appx. E]); Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 252 [Appx. F]; Mitchell, *op. cit.*, pp. 108-9)°
- (33) Sweezy, *op. cit.*, p. 23; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 4; Galloway, "Annals" Vol. I, p. 248. リーデルはラーヴェンヌモース家 (the Ravensworth family)°、ワーレン・ストラモアモース家 (the Strathmore family)°、ウォーレンイはモンタギュー・ウォーレン家 (the Montague=Wortley family) に属してゐる。

- (34) Sweezy, *op. cit.*, pp. 24-5, 27-8; Ashton & Sykes, *op. cit.*, pp. 190-1, 212-3; an Anonymous Pamphleteer, "An Enquiry into the Reasons of the Advance of the Price of Coals, within Seven Years past", 1739, (以下「*Enquiry of 1739*」と略記する), pp. 13-5. この匿名のパンフレットは「一七三二年～三九年のニューカスルおよびロンドンでの石炭価格騰貴の原因は「グラランド・ブライズ」に代表される炭鉱主のコンビネーションにあるとし、その実態と対策をロンドン市長宛に提案している。また「グラランド・ブライズ」が成立した翌二七年一月～二八年一月の間に「彼らの会計簿(account book)に「一般的規制のための割当量計算」(「A Computacon of Quantities for a Generall Regulacon」)と題する記入条項があらわれ、それには「海送炭を生産するすべての重要炭坑のリストが付けられて了った(Sweezy, *op. cit.*, pp. 24-5)。」とあるが、タイン河流域炭鉱主とウエア河流域炭鉱主との共同規制(joint regulation)はなかったと思われるのであるが、後者でも独自に「グラランド・ブライズ」と同じような鉱区使用权・通行権・石炭積み出し波止場ないしウエア河畔の土地の買取やリース集中が行なわれ、また石炭をニューカスル・チャールズ・ロンドン当りーリシリング六ペンス以下では売却しない協定が結ばれていた(一七年)のである(Ashton & Sykes, *op. cit.*, pp. 212-3; Dunn, *op. cit.*, p. 23; Green, *op. cit.*, p. 203; "Enquiry of 1739", p. 13)。
- (35) Sweezy, *op. cit.*, pp. 25-6.
- (36) *Ibid.*, p. 26; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 250 (Appx. E); Mitchell, *op. cit.*, 109.
- (37) この点については、本稿第二章第2節「一八二一年を参照せよ。」
- (38) Sweezy, *op. cit.*, p. 28; "Enquiry of 1739", pp. 18-21, 30-5. フォットマンサイクスは「この価格下落自体を、三〇年制定法によるものと看做してはならない」とある(Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 212)が、それが「グラランド・ブライズ」の競争相手の上記の問題での拒否にかゝわっている限りでは正しいが、直接的には「グラランド・ブライズ」の「侵略的価格政策」の結果であることを看過してゐる点で、片手落ちである。また政府・議会の営業の自由を「団結(独占)禁止政策は、なしてあたり可能であれば、コンビネーションを秘密協定とする以上の効果をもたらさなかった」と思われる。「*Enquiry of 1739*」, pp. 11-2, 15-7, における平均費用モデル分析によれば、ニューカスル炭の平均船上渡し費用はニューカスル・チャールズ・ロンドン当り七シリング六ペンスと算定し、九シリング六ペンスの船上渡し価格さえ、多くの営業の平均貨幣利潤をはるかに越えていると論定している。

- (39) Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 212.
- (40) Sweezy, *op. cit.*, p. 26.
- (41) Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 132, 136, 139, 141, 145; Smith, *op. cit.*, p. 39. 田中「前掲書」二八九頁一ノ。
- (42) Sweezy, *op. cit.*, p. 27.
- (43) Smith, *op. cit.*, p. 43.
- (44) Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 136, 139, 141, 145; Dunn, *op. cit.*, p. 19; Green, *op. cit.*, p. 197.
- (45) ファッターの一般的な營業内容については、本稿第二章「一一一一一ニヤミ」を参照せよ。
- (46) Smith, *op. cit.*, pp. 43-5.
- (47) *Ibid.*, pp. 42-3.
- (48) *Ibid.*, p. 43; "Enquiry of 1739", pp. 19, 31. 後者のなかで「炭鉱主とファッターは主(Masters) 従(Servants) 關係として把握せよ」。
- (49) Sweezy, *op. cit.*, p. 28; "Enquiry of 1739", p. 21.
- (50) Sweezy, *op. cit.*, p. 28.
- (51) *Ibid.*, p. 23; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 213.
- (52) とくに、ネフは「一七世紀半ば以降一八世紀初頭にかけて、ホストメンと炭鉱主とホストメンとファッターとの分化と独立化」したが、また「ホストメン・カンパニー」の「炭鉱主の組合」から「ファッターの組合」への再編を指摘しつゝも、その根拠を非市民と炭鉱主の参入による前者の独占の崩壊と収益悪化、後者(ニューカスルの支配的党派(the dominant faction at Newcastle))のキール独占による出荷と販売独占への移行に求め、その典型的事例としてファッター出荷[割当協定]を提示した(Nef, *op. cit.*, Vol. Two, pp. 131-3)が、かかるネフの主張はスウィージーの厳しい批判をうけることとなり、スウィージーは「私(筆者)が整理した協定の⑤をネフが看過したことによって重大な誤謬をおかしたものである」と論断したのである。スウィージーの協定の⑤の指摘は、それ自体としてファッターの炭鉱主との協定と従属および炭鉱主のコンビネーション(炭鉱主の次回会議)に止目せよ)の存

- 在を示唆するものであるばかりでなく、既に説明してきた諸点、とりわけ石炭業におけるコンビネーションが違法とされた一七二〇年代以降の炭鉱主の「政策」、二九一三〇年の議会におけるコンビネーションやプレミアム等の討論と関わって船商人がプレミアムの真の支那人・船商人の営業規制に反対する主謀者と看做した炭鉱主と対決したこと、三年の明示されている「グランド・アライズ」のイニシアティブによる炭鉱主の生産・出荷割当協定の存在（ネフはこれを事実上無視している）とも相即するのである。また、ターナーは、一方ではほどネフのほど同様を見解（とくに「ホストメン・カンパニー」の「フィッターの組合」への再編に関して）を示しつつも、他方でホストメン＝炭鉱主の鉱区使用権のリース集中（＝「独占」）を認めながら、フィッターが通行権とタイン・ウエア両河の隣接土地のかんりの部分を占有し、かつキールを独占したことによって、一八世紀前半の事情のもとでは、フィッターが価格規制・生産制限の主体となった（フィッターの流通支配＝独占の優位）としてくる（Turner, *op. cit.*, pp. 8-12）が、それが事実誤認も甚だしい誤りであることは既に明らかであろう。しかも、一七三九年（船上渡し価格がニューカスル・チャールドロン当り一三シリングないし一三シリング六ペンスに騰貴した〔Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 252; Turner, *op. cit.*, p. 11〕）当時、石炭独占攻撃がフィッターよりはむしろ炭鉱主に向けられたことを「*Enquiry of 1739*」に言及して認めよう（Turner, *op. cit.*, p. 12, footnote 75）。
- (53) Galloway, "Annals", Vol. I, p. 255; Green, *op. cit.*, p. 205-6.
- (54) Sweezy, *op. cit.*, p. 29-30.
- (55) 池田博行『交通資本の形成と論理』一九六九年、一五二ページ、Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 223. を参照せよ。また、当時、イングランドの家庭用燃料炭全体の少なくとも半はニューカスル炭であり、ニューカスルおよび周辺地域からの総出荷量の五〇％以上がロンドン向けであった（「*Enquiry of 1739*」, pp. 24, 28）。
- (56) Ashton & Sykes, *op. cit.*, pp. 190-1.
- (57) 「*Enquiry of 1739*」, p. 10. ターナーが九シリング六ペンスと一三シリング六ペンスの差額に出荷量を乗算して八三・五〇〇ポンドとしたのは誤りである（Turner, *op. cit.*, p. 11-2.）。
- (58) Sweezy, *op. cit.*, p. 30.
- (59) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』四六五―四七二ページ、を参照せよ。

- (60) 大野英二『ドイツ資本主義論』一九六五年、二八三ページ〔註(16)を参照せよ。大野教授のここでの「もとより、生産の集積〔資本の有機的構成の高度化〕を物質的基礎としない、たんなる鉱区独占にもとづく市場独占が形成される場合、その独占の歴史的性格は、近代的独占ではなく、前期的独占と規定さるべきであろう」(附点は原文による)との指摘は、産業資本主義段階における近代的独占を考察する本稿においても資本と鉱区(＝土地)所有の歴史的性格(前期的か近代的か)を問う点であらためて検討されるべきであろう、と思われる。
- (61) かゝる補完・代位関係は、そのかぎりにおいて一八七三年以降「大不況」期において、製造業においては「生産(單位次元)の集積」の低位性を資本集中中等で補完・代位して登場する近代的独占の一類型(典型的には「スタンダード・オイル・トラスト」の石油精製業における独占)に類似している。ただし、鉱区独占ないし鉱区所有の集中は、必然的に資本集中を随伴するからである。これ以上の詳論は、次節以降にゆずる。
- (62) 本稿第一章第一節を参照せよ。
- (63) Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 242-3, 248-255, を参照せよ。
- (64) *Ibid.*, p. 251.
- (65) *Ibid.*, pp. 252-3.
- (66) *Ibid.*, pp. 294-5.
- (67) *Ibid.*, p. 134.
- (68) Sweezy, *op. cit.*, p. 29.
- (69) Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 11.
- (70) *Ibid.*, pp. 11, 241 (Appx. A).
- (71) 生産単位における資本の集積のみを基礎とし、資本集中の画段階的展開を欠いていたとすれば、一九世紀末～二〇世紀初頭の体制的独占の成立も不可能であったであろう。拙稿「独占形成の歴史理論―独占資本主義論の一構成部分に関する覚え書―」加藤陸夫他編『現代資本主義と国家』一九七六年、所収、参照。
- (72) 近代的独占としての「自然的独占」の概念については、拙稿「マルクス「近代的独占論」の意義と限界―「自然的独占」の検討を中心として―」『土地制度史学』第五十八号、一九七三年一月、所収、を参照。

(73) 近代的独占と前期的独占との重畳という問題視角自体は大野教授の指摘により示唆された、大野英二「新興財閥の思想」長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史Ⅱ』一九七一年所収、一一〇ページ、参照。

(2) 北東イングランド石炭独占の歴史的展開過程

〔一〕「出荷制限協定」の成立と展開——一七七一—一八二八年

「出荷制限協定」の成立過程——一七五〇—一七七一 前節で指摘したように、タイン河流域諸炭鉱における一八世紀前半の最期のコンビネーションが四九年に崩壊して以降、七一年に全く新しい条件と構造をもったコンビネーションが成立するまでは、いわば初めての本格的な自由競争の展開期を迎えた。⁽¹⁾ 一八世紀第三・四半期は、ニューコメン型蒸気力排水機関や掘鑿過程における爆薬使用等の炭鉱技術の改良によるタイン河流域での炭鉱立地のニューカスル下流の深層炭鉱への移動の開始——これにより旧来の上流の浅層炭区(2)の独占等によるコンビネーションの企図を絶望的なものとした——とウエア河沿いの深層炭鉱の開坑の展開による生産量(3)の出荷量の急増によって特徴づけられる(第22表をも参照)。

しかし、新規炭鉱開発が集中的に展開されたのは六〇年代半ば頃からである。それは蒸気力排水機関の普及・一般化の時期とほぼ一致する。コンビネーションの崩壊した翌五〇年七月二日、協定下でニューカスル・チルドロン当り一三シリリングであった船上渡し価格は五シリリングに暴落した(五〇年のロング・ベントン炭の平均価格は一一シリリング六ペンスか?)⁽³⁾が、五一年秋以降回復し、五二年一—三月には一三—一四シリリングに達した。⁽⁴⁾ この自由競争下の石炭高価格は六〇年代前半まで続いた——六一年に一五シリリングという記録がある——⁽⁵⁾と思われる。

第22表 ニューカスル・サンダーランドからの石炭出荷量と
ロンドンの入荷量・平均価格 (5年間移動平均)

Period	Places	from Newcastle	from Sunderland	from Newcastle & Sunderland	into London	
		in thousands of Newcastle chaldrons			in thousands of London chaldron	shillings per* London chaldron
1750—54		309	160	469	508	27.4
1755—59		284	180	464	507	34.6
1760—64		310	182	492	549	33.7
1765—69		354**	205	559	616	31.1
1770—74		362***	235	597	652	—

註 1) 出典 Mitchell, *op. cit.*, pp.109-110, 112; Sweezy, *op. cit.*, p.144, より作成。

2) *価格は、グリニッチ病院の平均支払い価格である。

は1765-67年の平均, *は1772年および74年の平均である。

かかる事情は、市場における需要の好転と増加傾向にもかかわらず、ニューカスル・サンダーランドからの供給が旧来の立地条件における浅層炭が潤渇気味でそこでの新坑増設によっても順調に増加しなかったことによるものと推定される。そして、この石炭の高価格こそ六〇年代に、従来放置されていた家庭用優良炭の賦存するニューカスル下流の深層炭坑の開発、旧炭坑におけるより深部の炭層開発、河川から比較的離れた鉱区での開坑、およびウェア河沿いの深層炭鉱の開坑への新規投資を刺激し、蒸気機関の導入等を伴いながら進展させたのである。ブラウン(William Brown)が五六年にスロッキレイ炭坑で蒸気機関の設置に成功して以来、彼を中心としながら次々に設置されていき、六九年にはティン河流域二四炭坑・五六台(廃棄分を含む、以下同じ)、ウェア河流域一二炭坑・二〇台、ティンを除くノーサンバード州八炭坑(これらの炭坑の大部分は五〇〜六〇年代にその存在が確認されたもの)・九台、サウス・ダラム一炭坑・一台、合計、四五炭坑(廃棄炭坑を含む)で七六台設置されていた。^(?)この過程でティン河流域で新規に開坑されたことがほぼ確認しうる——実際はもっと多いと思われるが——のは、ウォーカー炭坑(六三年頃開坑、蒸気機関投資四、〇〇〇〜五、〇〇〇ポンド、全開坑費二万ポンド、六七

年出荷量一二、〇〇〇ニューカスル・チャルドロン)、シャームア(Shiremoor)炭坑(六〇年頃開坑)、チルトン(Chilton)炭坑(六四年頃開坑、六七年出荷量一四、〇〇〇ニューカスル・チャルドロン)、デントンIIモンタギュー・メイソ(六〇年リース契約、Pontopsの六七年出荷量五〇、〇〇〇ニューカスル・チャルドロン)、タンフィールド・ムーア炭坑(六七年頃開坑、同年出荷量一七、〇〇〇ニューカスル・チャルドロン)であり、前三者はニューカスル下流、残りは上流(最後二炭坑は河より南七〜九マイル)に位置している。⁽⁸⁾

こうして、自由競争下でロンドンを中心とする諸市場の需要増に対する供給不足——ロンドン市場は六五年に石炭供給の九八・六%を、すなわち七七万四、四五〇トンのうち七六万三、三八三トンをノーサンブランド・ダーラム両州に依存し、⁽⁹⁾両州は出荷量のはゞ半分をロンドン市場に依存していた——によって維持されていた高価格——かゝる場合には、炭鉱主はコンビネーションの必要を全く感じないであろう——は、有利な立地条件をもち良質炭を生産する多くの新規炭坑の参入によって、六〇年代半ば頃から七〇年代初めにかけての供給過剰と競争激化によって次第に儲からない水準 (less profitable levels) に下落した。⁽¹⁰⁾

供給過剰による価格下落は旧炭坑と新炭坑の収益上の格差を鮮明にし、とくに長期かつ高価なりースをうけていたかの「グランド・アライズ」は破滅の危機に直面したのである。⁽¹¹⁾当初、一方では、旧炭坑の一部は炭層涸渇による採算悪化を含めて操業の一時停止に追い込まれ、他方では、新炭坑は高圧操業で利潤を増加させたが、⁽¹²⁾六六年頃、旧炭坑は塊炭(最上質・良質炭)と粒炭(劣等炭)とを選び分ける選炭法 (screening——細目の篩 [screen] と荒目の篩 [stave]) に石炭を通して粒炭と塊炭とを選別する方法で、費用増と膨大なボタを伴う) の採用によって新炭坑

と対決はじめ、こうして六〇年代末には最上質炭の供給が増加し、生産能力の拡大は度を越し、過当競争(excessive competition)は立地条件の有利な新炭坑にも影響し、それへの不満が拡がりはじめたのである。⁽¹³⁾

かくして、「共倒れを招く容赦なき衝突」を回避するために、六〇年代末、ウェア河流域の重要な新炭坑の一つであるフシントン炭坑(owner's name—W. Russell, Esq. 固定投資額一五、〇〇〇ポンド、一七八四年出荷量一四、六〇八ニューカスル・チョルドロン)の支配人であったトンブソン(Francis Thompson、六八年に就任)は、競争を排除することが利潤を殖やすために必要な準備手段と考え、同流域の主な炭鉱主たちに「(石炭に)一定の価格を設定することがとくに適切なことであると考える」と鼓吹した。⁽¹⁴⁾彼の使喚で同流域の炭鉱主の代表団がニューカスルに派遣され、そこで両河流域炭鉱主の会議が召集され、遂に七一年から実施された、はじめて両河流域諸炭鉱を包括した「出荷制限協定」が締結された。⁽¹⁵⁾

「出荷制限協定」の構造と展開——一七七一一八二八年 七二年に締結された総括的に「出荷制限協定」(各種団結 \parallel 独占禁止諸制定法のもとで秘密協定とされた)とよばれるカルテル協定の原理そのものは一八二〇年代末までほとんど変更を加えられなかった(二〇年代末以降においても根本的な変化があったわけではないが、組織編成とロンドン市場規制等に変更・追加が見られるので区別した)ので、重複を避けるために、一括して説明したい。

協定は、①最上質炭(The Best coal)を基軸とする炭質 \parallel 銘柄による等級別価格——船上渡し価格(Prices on board ship)——協定②主として生産能力にもとづく(年間)生産割当協定および協定価格を維持するための出荷制限協定③それらを実効ならしめるための組織協定から構成されている。以下、順次これを説明していこう。

まず第一に、等級別価格協定について。価格協定の総括的目的は、一方では、ロンドン市場価格が他の諸炭田

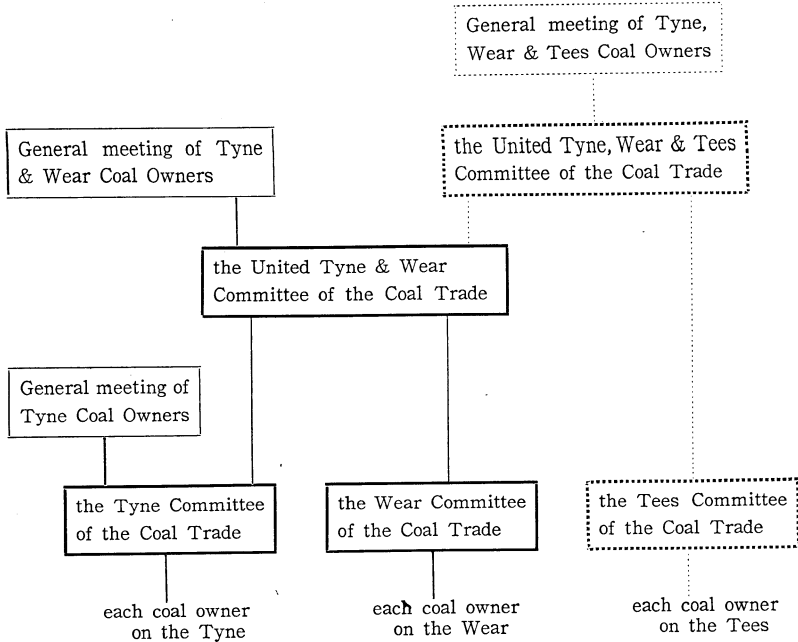
——とくにスコットランドおよびサウス・ウェールズ——から搬入されるのを阻止しうる最高価格よりわずかに低い価格 \parallel 市場参入阻止最高価格を設定することであり、他方で、最劣等炭坑——最劣等炭を生産する炭坑はほぼ同時に最高費用炭坑でもある——に利潤が保証されるように特別な配慮をほらうことである。かかる市場参入阻止最高価格は、協定のなかではそれから平均運賃率を控除したニューカスル、サンダーランドでの船上渡し価格の設定として表わされる。その場合、何よりもまず、最上質炭価格がそれを生産する炭鉱主に向う一二ヶ月間の希望する見積り価格 (the quoted price) の指定を求めたうえで決定され、それ以下の炭質 \parallel 銘柄の価格は過去の経験と市場条件の変化を考慮しながら最上質炭価格の一定比率で決定される。等級別価格は、少なくとも一八世紀末までは、通常一シリング刻みで設定された。こうして作成された価格表 (the price list) は一年間効力をもったが、炭鉱主は、見積り価格と出荷割当量を基礎としてその実際出荷量が限度からひどくずれた場合には、その価格の変更を求め、必要な承認をうけて修正された。⁽¹⁶⁾

次に、生産割当協定と出荷制限協定について。生産割当協定はタイン河流域とウェア河流域との地域間割当と地域内の炭坑別割当とに区別される。両地域の交渉によって決定される地域間割当はその比率に関するものであり、年間総出荷計画量とともに、年次両河連合石炭業委員会 (the United Tyne & Wear Committee of the Coal Trade) 以下、連合委員会と略称する⁽¹⁷⁾ で決定された。地域間割当基準は、まずタイン地域の割当基準 (basis) が確定され、しかる後にその合意された倍率 (the multiplier agreed upon) をウェア地域に適用することによって算定される。一八三五年まで、地域間割当比率は、ほぼ、タイン河流域が $\frac{2}{3}$ 、ウェア河流域が $\frac{1}{3}$ であった。炭坑別割当は、地域間の固定割当比率の枠内で、河川 \parallel 地域別の炭鉱主総会で決定された。炭坑別割当は、主として生

産能力とくに採炭能力によったが、副次的には炭質Ⅱ銘柄も考慮された。すなわち、生産能力が同じであれば、等級の高い石炭を生産する炭鉱がより多く割り当てられたのである。そのために、各炭鉱主はその経営する炭坑の炭質および完全操業時の生産能力等に関する報告を提出するよう求められ、すべての炭坑間の生産割当量に関する相対比率が決定される。かかる地域間および炭坑別割当基準の設定にとって重要なのは、その絶対的な大きさではなく、割当量の相対的規模にある。出荷制限協定は、河川Ⅱ地域別にも関わるが、直接的には炭坑別の生産割当量に対する指示出荷率に関するものである。すなわち、ロンドン石炭取引所における市場価格が前述した市場参入阻止最高価格から乖離する情況に従って出荷量を増減調節するために、したがってまた協定された等級別価格を維持するために、各炭鉱主は、月毎に、其々の生産割当量の \wedge 一、 \circ 〇〇分の \times \vee の出荷量が指示(“issue”)されるのである。たとえば、A炭坑の生産割当量が一万ニューカスル・チョルドロンであるとして、或る月の指示出荷率が一、 \circ 〇〇分の一 \circ 〇〇であれば、月間出荷割当量は一、 \circ 〇〇〇チョルドロンとなる。年間出荷割当量が生産割当量にどれほど接近するかは市況に依存する。但し、ここで止目すべきは、出荷制限協定・価格協定・組織協定——すなわち生産割当協定を除くすべての協定——は、ロンドンを中心とした沿岸諸市場に出荷される石炭Ⅱ海送炭のみを対象としており、内陸市場および外国市場を除外していることである。とはいえ、内陸市場向け出荷量は極くわずかであり、たとえば、これを除いた一七九一年の総出荷量は一、七〇四、八〇四トンド、その内訳は、ロンドン向け一、一五〇、二〇二トンド、六七・五%、ロンドンを除く沿岸向け二八九、六五八トンド一七・〇%、外国向け二六四、九四四トンド一五・五%であった。すなわち、協定全体にとってロンドン市場が決定的重要性をもっていたのである。とはいえ、ニューカスル(タイン河地域)とサンダーランド(ウエ

第5図 石炭出荷制限協定の組織図

産業資本主義段階における近代的独占の存在形態(若林)



- 註 1) 出典 Sweezy, *op.cit.*, pp. 56-9, より作成。
 2) 破線部分は、1834年3月以降追加設立された機関。
 3) 太(破)線部分は、常設機関を示す。
 4) ウェア、ティーズでは委員会が、まれにしか開催されなかった総会を事実上代行した。

ア河地域)とでは、ロンドン市場依存率は大きく相違しており、一七九〇年代をみると前者ではほぼ平均七〇% (最高九一年七二・一%、最低九八、九九年六七・六%) であり、後者ではほぼ平均二二% (最高九五年二七・四%、最低九二年一三・七%) であった。しかし、とくに優良炭坑にとつて、等級別価格協定のメリットとともに、外国市場は、一八三一年までの高率輸出税の存在もあって利潤率は低いとはいえず、「出荷制限」の厳しい時に生産⇨出荷を極端に低下させない、したがってまた協定を可能なかぎり維持していくための安全弁として、一定の役割をはたしたと思われる。⁽¹⁷⁾

第三に、組織協定について、これ

は、変動する市況のもとで協定の目的を実現するための常設機関の機能ないし役割、および協定違反や紛争が生じた際の罰則・処理の解決方法に関するものである。後述するように、この部分が一八二〇年代末以降炭鉱主間の対立激化のなかで大幅に修正されるのである。

その細目を説明する前に指摘しておかなければならないことは、タイン河流域とウエア河流域とはそれ自身の協定とそれ自体の業務を管理する常設機関(第5図を参照)をもっており、*「大いに自治的」*(largely autonomous)であつたということである。すなわち、前者にはタイン石炭業委員会(以下、タイン委員会、と略称する)、後者にはウエア石炭業委員会(以下、ウエア委員会、と略称する)があり、両委員会はほとんど**「ばら出荷」**売却割当量の問題に関して連合委員会を構成したのであり、地域内の問題に関するかぎり其々の委員会に委ねられていたのである。⁽¹⁸⁾

タイン河地域は炭坑数およびその鉱区所有権・鉱区賃借権への利害関係者の数が多く(一七六七年―二四炭坑、八七年―二九炭坑、一八〇〇年―二九企業・三三炭坑・利害関係者約一〇〇人、二八年および二九年―四一炭坑)、新協定の締結などの重要な場合を除いて総会を頻繁に開催するのは現実的ではなかつたので、各炭坑は全権代表(a representative with full authority)を任命し、委員会はそれらの代表者のなかから選出(一八二七年まで七名、二八年以降九名)され、それはタイン地域のいわば**「重役会」**(the board of directors, so to speak)であつた。委員会は、他の委員会と同様に加盟炭坑の醸出金でニューカスルに事務所と書記をおいた。これに対して、ウエア河地域はかなり大規模な炭坑企業と鉱区所有のかなり集中した状況(the scene of mining on a much larger scale and greater concentration)を示し(一七七八―七九年―一四炭坑、一八〇〇年―八企業・一七炭坑・利害関係者三〇人未満、二八年お

よび二九年―七ないし九企業・一八炭坑)、一八三一年でさえ有力な炭鉱主は七名のみであり、かかる事情のもとでは特別な選挙を必要とせず、各炭坑の代表者がそのまま委員会を構成した(七名)。事務所はチェスターレーストリート (Chester-le-Street) におかれた。両地域委員会が、必要に応じて合同すれば、連合委員会となった。連合委員会の事務所は、タイン委員会のニューカスル事務所内におかれた。⁽¹⁹⁾

連合委員会および両地域委員会は、連合・河川別(事実上タインのみ)炭鉱主総会で決定された価格、生産割当・出荷制限協定の執行責任を負い、通常月一回開催(定期委員会)された。連合委員会は、ロンドン石炭取引所の市況―一七七三年以後フアクターから石炭売却後の価格明細書を送付されたことは第二章第1節で指摘したとおりである―を検討して、市場参入阻止最高価格を維持し過剰在庫を防ぐために月毎レ翌月の出荷量を決定し、両地域委員会はそれにもとづいて各炭坑に其々の割当基準の \wedge 一、 $\circ\circ\circ$ 分の x \vee の月間割当出荷量を指示レ通知した。両地域委員会は、各炭坑に月間割当出荷量を遵守させる―協定全体のなかで最も重要で困難な課業―ために、毎月第一水曜日に各炭坑の前月の出荷レ引き渡し実績に関する文書報告を送付することを義務づけた。その場合、半年毎に、委員会が雇った代理人^{エージェント}が各炭坑の石炭積み出し波止場事務所に派遣され、その職員レ鉱業代理人^{The owner's agent}に向う半年間、かかる出荷報告に対して極秘裏に宣誓させるために、委員会の宣誓執行人^{The magistrate as one of the Committee}のところにまで出頭するよう指示した。月間割当出荷量を越えた超過分は翌月の割当量から控除され、それに達しない不足分は翌月に追加される。連合委員会自身が市況判断を誤って、過剰出荷を指示し、市場が軟調となり価格下落をおこした場合、翌月の割当量を削減する命令を発した。こうしたことが一七九〇年以降たびたび起った。委員会の月間割当出荷量に関する通知は、割当量に関してなんらかの重

大な協定違反を犯した炭坑にとっては一種の警告であつた。⁽²⁰⁾ その一事例を紹介しよう。

「ニューバーン〔炭坑宛〕、一七八二年一月二四日

拜啓、貴殿は来月二日以後までフラッスワース (Flathworth) からもうこれ以上の石炭を出荷しないようお願い申し上げます。貴殿は先週の木曜日および金曜日を含むこの二週間ですでに、〇〇〇チヨルドロン以上を売却しておりますので、ウォルボトル (Walbottle) 「ニューバーンと同じ炭鉱主が経営する炭坑」は五週間分の割当量を受取ることになるであろうことは疑いありません。そうであるとすれば、貴殿の割当出荷量を著しく超過することになるのであります。敬具。

トーマス・テイラー〔タイムス委員会書記〕

以上のように、常設機関としての連合・両地域委員会は、①ロンドン石炭取引所での市場価格が市場参入阻止最高価格となるように毎月の総生産量を出荷量を規制し過剰在庫を防ぐこと②年次炭鉱主総会で決定された炭坑間の年間生産量を出荷割当基準と月間出荷割当量(率)が遵守されているか——とくに重視されたことは年間割当基準に対する月々の生産量を出荷率の遵守である——を調査し、協定や委員会決定に指示に対する違反が生じた場合には適切な措置をとること、という二重の機能をはたしたのである。

次に、協定違反や紛争が生じた際の罰則・処理に解決方法について説明しよう。

罰則、とくに協定違反に対する罰金制度 (a system of fines, or a special agreed fine) は当初はなかったようであるが、委員会が月間出荷量調整を頻繁に行うようになった一七九〇年代の九二年から一八〇〇年までの間に導入された。⁽²²⁾ 罰金は、各炭鉱の月間割当量の超過分に対してではなく、協定にカルテル年度 (the cartel year) の終了時に月間割当量の一二ヶ月累計——したがって月毎の過不足は相殺されている——に対する出荷超過分について当該炭坑が連合委員会(と思われる)が決定したニューカスル・チヨルドロン毎に一定額を支払うものである。

こうして徴収された罰金は、割当量よりも出荷実績の少なかつた諸炭坑に分配される。しかし、優良炭坑にとっては、単位当たり罰金額が出荷当割量の超過分から得られる単位利潤額よりも少なかつたので、罰金制度にもかかわらず、割当量を超過する余地が残され、またそうしたことが頻繁におこり、協定中断の原因となつたのである。したがつて、罰金制度は協定維持機能という点では大して成功しなかつたといふことができる。⁽²³⁾

この時期——一八二九年以前——の炭坑間・個別炭坑対地域委員会・地域間に生じた紛争を処理し解決する方法は、きわめて単純であつた。紛争は主として割当基準の設定と、月間およびその累計としての年間出荷割当量に対する出荷実績における超過分をめぐつて発生した。けだし、価格の問題とは炭質と銘柄の違いによる相対価格の問題であり、しかも最高価格は前述した市場参入阻止最高価格により上限が画されており、価格の絶対的水準とは異なる相対的価格が維持しうるか否かは割当基準にもとづく指示出荷率の遵守に依存するのであり、かかる意味で、割当基準は変化する価格とは全く独立した原理で決定されるので、割当基準が決定されればそれがその通りに売却しうるかということ以上には価格を変更することに関心をもたなかつたからである。⁽²⁴⁾

一八二九年までは、地域内紛争については、タイムでもウェアでも、其々の地域委員会に付託され、委員会が問題を平和的に (amicably) 解決できなかつた場合には、当該地域の炭鉱主総会 (ウェアでは委員会が事実上總會機能を代行) に付託され、そこでの多数決 (majority vote) によつて決定された。かかる決定が、受け入れられないということはほとんどありそうになかつたといわれる。地域間紛争の場合は事情がちがつていた。連合委員会が受諾可能な解決案の作成を行うが、それに失敗すれば、それ以上の上級紛争処理機関 (final court of appeal) は事実上ないのである。けだし、連合炭鉱主総会を開催しうるが、少数派であるウェア河流域の炭鉱主は多数決の

決定に拘束されることに同意しなかったからである。後述するように、一八二九年にまさしくこの種の事態が発展し、協定を中断させたのである。⁽²⁵⁾

以上、説明してきた「出荷制限協定」は、毎年一二月に更新交渉が行なわれ、一年毎に更新されたが、変更は主として新規加盟炭坑の割当基準の設定・既存炭坑の生産能力増加等による割当基準の修正・等級別価格表の修正に関して行なわれた。

さて、かかる「出荷制限協定」体制におけるいわば構造的弱点は、いつでも良好な市場を見いださうる優良炭坑は生産能力を殖やそうとする追加投資意欲が強く、より大きな生産Ⅱ出荷割当を獲得しようとし、かつたえず割当を超過する傾向があるのに対して、劣等炭坑は生産能力の増加にほとんど利害関心をもたず、また割当超過に対する罰金が優良炭坑と比べてはるかに大きな重荷となるので、割当を超過することがほとんどなかった、という対照的事実にあった。すなわち、劣等炭坑は、たえず生産Ⅱ出荷割当量を殖やそうとし、またそれを超過する傾向をもつ優良炭坑に強い不満をいだいたのであり、こうした相異なる利害関心をもつ優良・劣等両炭坑グループを包括した生産Ⅱ出荷の共同規制(the joint regulation of the output)は協定更新を難行ないし中断させた主因となったのである。⁽²⁶⁾ また、實際上、優良炭鉱主グループによって決定される最上質炭価格を基軸とする等級別価格制が紛争の要因に全くならなかつたわけではなかつた。すなわち、かかる価格格差が劣等炭に十分な利益のある価格(a remunerative price)の設定を許さない可能性があるからである。しかし、それは相対価格全体の再調整によって回避されたのであり、前述したように、協定を中断させる原因とはならなかつたのである。⁽²⁷⁾

これまでの「出荷制限協定」体制の構造に関する説明から、断片的ではあるが、その展開過程の年代誌的な説

第23表・1771年協定の概要

District	Tyne	Wear
Items		
prices of sliding scale on board ship	best quality 15s. second " 14s. third " 13s. inferior " 12s.	per Newcastle chaldron
district basis	(in Newcastle chaldrons) 386,000 254,000	
the issues for the year	890/1000	
note: results of vend including exports	(in Newcastle chaldrons) (352,000*) 220,000 (257,000*)	

註1) 出典 Sweezy, *op. cit.*, p. 36; Williams, *op. cit.*, p. 30; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 213; Galloway, "Annals", 271; Mitchell, *op. cit.*, p. 110; Smith, *op. cit.*, p. 149; Dunn, *op. cit.*, pp. 68-9; T. J. Taylor, *op. cit.*, p. 21; Green, *op. cit.*, p. 211, より作成。

2) *1772年の出荷実績。

明に移りたいと思う。

一七七一年協定の主要な特徴は次の通りである(第23表参照)。第一に、等級別価格は最上質炭の一五シリングから劣等炭の一ニシリングまで一シリング刻みで四等級に区分されている。第二に、地域間生産割当基準はタインが三八・六万チヨルドロン、ウェアが二五・四万チヨルドロンで、その比率はほぼタイン3対ウェア2であった。炭坑別割当量は明らかでないが、稼働II操業二一炭坑のなかで五つの優良炭坑が主要な割り当てをうけたといわれる。⁽²⁸⁾第三に、生産割当基準に対するこの年の年間出荷指示率は八九%であった。この比率は、生産割当基準が生産能力を完全に表示しているとすれば、出荷割当

は外国市場向けを事実上除外している——というのは形式上、国内市場向け生産能力と外国市場向けのそれを区別することになっていたと思われるが、実際上無意味に等しかった——ので、フル操業に近い水準を示しているものと思われる。また、出荷実績を見ると(タインの七一年の数字はないので七二年実績を参考とする)、炭坑別にはわからないが、地域別ではほぼ年間出荷指示率は遵守されていると判断しうる。すなわち地域割当基準に対する出荷実績の比率は、タインが九一・二%(参考)、ウェアが八六・六%であり、しかも出荷実績にはこの年の統計上の制約から外

国市場向けも含まれているので、それを控除すればその比率は一層低くなるからである。第四に、協定上の最上質炭価格は一五シリングであったが、七一年のニューカスル港における協定外の外国市場向けをも含むと思われる最上質塊炭 (the best large coal) の平均船積み²⁹⁾本船渡し価格 (average shipping or, f. o. b. price) はニューカスル・チャルドロン当り約一四シリングニペンス、トン当り五シリング四ペンスであった。

七二年以後、七七年以前に協定中断が生じたといわれるが期間は明らかではない。はつきりした協定中断は八〇～八一年に生じたといわれる（協定中断という場合、更新交渉は一二月におこなわれるので、たとえば八〇年に中断³⁰⁾非更新という時には、公開取引³¹⁾自由競争期はさしあたり八一年ということになることに注意を要する）が、価格変動と出荷実績から見れば八一年に中断し、事実上³²⁾前掲の八二年一月二四日付の割当量削減命令を見よ³³⁾八二年ないし八三年から公開取引³⁴⁾自由競争に転換したとするのがより妥当なものと思われる。すなわち、価格変動の点から見れば、八一年の北東部船上渡し価格はニューカスル・チャルドロン当り二〇シリング六ペンスないし二二シリング（最上質炭）の高水準にあり、ロンドン石炭取引所の一次卸売価格も七三年以降八一年までほぼ一貫した上昇傾向（七三年—ロンドン・チャルドロン当り三六シリング、七四年—三九シリング、七五年—四一シリング、七六年—四二シリング、七七年—四四シリング、七九年—四二シリング、八〇年および八一年—四四シリング、第3図—(1)のグリニッチ病院の購入価格をも参照せよ）を維持していたのである。出荷実績を見ると、統計上、七二年に史上最高の六〇・九万ニューカスル・チャルドロンを記録して以降、これを凌駕したのは八三年であり、前年の七・五万チャルドロン増の六五・一万チャルドロンであった³⁵⁾。他方、ロンドンの入荷量も七二年に史上最高の七一・一万ロンドン・チャルドロンを記録して以降、これを凌駕したのは八四年であり、前年の三万チャルドロン増の七二・五万チャルドロンであった³⁶⁾。

ところで、八〇年のロンドン市場の入荷量八六六、六二七トンのうち九八・六％にあたる八五四、二九九トンは北東部からのものであり、後者の前者に対する市場独占は絶対的なものであった。⁽³³⁾ けだし、七〇年以降の運河建設にもかかわらず、また水供給の不足による輸送の頻繁な中断も加わり、ミッドランド炭は、運賃が安く規則的に大量に輸送される北東部の「海送炭」と競争しえなかつたのである。⁽³⁴⁾ あの一八〇〇年議会で北東イングリランド炭田とスタフォード炭田との競争を促進するものとして期待されたグランド・ジャンクシヨン運河（九七マイル）⁽³⁵⁾ できえトン当り当初法定石炭運賃九シリング一ペンス、ロンドン・チャルドロン換算約一二シリング七ペンスであり、——運河までの陸上（道路）運賃（運河運賃と比べてトン＝マイル当り3〜5倍）を含めれば一層多額となる——一八〇五年から始まる運河によるロンドン市場への入荷量はとるに足らぬほどのものであった。⁽³⁷⁾ また、スワンシイ（Swansea）から出荷されるサウス・ウエールズ炭は一七七〇年に八六トン、九九年に一三、三一九トン、ロンドン市場に入荷したが、その運賃はニューカスルからのそれに比べてはるかに高く、ロンドン市場価格がひどく高くなった時にごく例外的に入荷したにすぎなかつたし、しかも、一八〇〇年に、ニューカスルおよびサンダーランド炭と比較して、他のすべての炭田の石炭は「劣等」（inferior）といわれていたのである。⁽³⁸⁾

さて、一七八一年末ないし八二年末に協定更新が失敗して以来、八六〜八七年まで再建されなかつた。この間、八一年にニューカスル・チャルドロン当り二〇シリング六ペンスないし二二シリングであつた北東部船上渡し価格は八六年に一七シリングへ、すなわち約二〇％も暴落した。⁽³⁹⁾ ロンドン石炭取引所の一次卸売価格も八一年のロンドン・チャルドロン当り四四シリングから八五年の三一シリングへと約三〇％も暴落した。⁽⁴⁰⁾ 出荷実績も、既に指摘したように、八三年に過去の最高を更新した（六五・一万ニューカスル・チャルドロン）後、八四年七〇・三

万、八五年七一・六万、八六年六八・八万（各ニューカスル・チョルドロン）と高水準を維持したが、これは産業革命の一定の進展による需要増を反映しているとはいへ、独占価格を維持するには明らかに供給過剰であった。

こうして、七三年から八二年までの一〇年間の石炭価格上昇の利益は八三年の一年だけで失なわれたといわれ、八〇年代の五〜七年間続いた自由競争は計り知れない損失をもたらした共倒れの闘争といわれ、コンビネーションの存在意義を証明したといわれた。⁽⁴²⁾

協定は八六〜八七年に再建され、八七年協定は第24表の通りである。再建された協定は、九三年〜九五年の三〜四ヶ月の中断を除けば、九九年末まで継続したが、船積み価格もロンドン市場価格も九三年まで相対的低位安定相場（北東部船上渡し価格は、八七年―一七シリングないし一八シリング六ペンス、八九年―同じく一七シリングないし一八シリング六ペンス、九三年―一八シリング、夫々ニューカスル・チョルドロン当り。ロンドン石炭取引所の一次卸売価格は、八七年―三二ないし三六シリング、八八年および八九年―いずれも三〇シリング、九〇年―三二シリング九ペンス、九一年―三一シリング六ペンスないし三五シリング六ペンス、九二年―三〇シリング九ペンス、九三年―三五シリング、夫々ロンドン・チョルドロン当り）⁽⁴³⁾を推移した。⁽⁴⁴⁾このことが生産量出荷量の着実な増加（八七年の六八・六万に対して九三年に七九・五万となり、約一五・九%増加し、最高は九二年の八一・三万、最低は八七年であった。また、八〇―八六年の年平均は六三・九万であり、八七―九三年の年平均は七四・九万であり、後者は前者よりも約一七・二%増となっている。単位はすべてニューカスル・チョルドロン）⁽⁴⁵⁾を反映しているかぎりでは、タイン・ウエア両地域全体にとつての損失とは必ずしもないが、八〇年代のコスト上昇傾向のなかでとくに劣等炭鉱企業家にとってはきびしい損失を蒙ったのである。⁽⁴⁶⁾主として家庭用燃料炭を供給するタイン・ウエア両地域における石炭鉱業の拡張は主としてロンドンおよびイン

第24表 1787年協定の概要

District	Items	Tyne	Wear
	prices of sliding scale on board ship	per Newcastle chaldron best quality 20s. second // 18s. inferior // 15s.	best quality 18s. second // 15s. inferior // 14s.
	district basis	(in Newcastle chaldrons) 450,000	250,000
	note, results of vend including exports	(in Newcastle chaldrons) 411,000	275,000

註 1) 出典 : Ashton & Sykes, *op. cit.*, pp. 214, 251 (Appx. E); Williams, *op. cit.*, p. 35; Mitchell, *op. cit.*, p. 110; Dunn, *op. cit.*, p. 45 より作成。
2) 船上渡し価格にはティンでニューカスル・チョルドロン当り 1s. 6d., ウェアで 2s. 6d. のフィッター手数料 (fitterage) が含まれている。

グランド東部・東南部沿岸地方の人口増に依存し、かかる人口増は産業革命の進展によって促進されるとしても、この時期の産業用原・燃料炭需要の急増に比べて北東部炭の需要は相対的に伸縮性と変化に乏しいのであり、新規参入や既存炭坑の坑増加等による生産供給能力の急増は協定の存立基盤を不安定にし、協定標準価格 (the standard prices) の維持を難しくするのである。⁽⁴⁷⁾ 既に第一章で指摘したように、一八世紀第四・四半期にはウィリントン (七五年)、フェリング、ウォルトリッジ (七九年)、ウォールズエンド (八一年)、ヘップバーン (九二―四年)、パーシィ・メイン (九六―九年) などのティン河のニューカスル下流重要諸炭坑の新規参入があり、八六―八七年に再建された協定はより一層優良炭坑優位の、したがってまた実際上出荷規制の緩い性格をもつていたのではないかと思われる。

ここで、この時期の炭坑規模や立地条件について一言しておこう。まずティン河流域について述べると、八七一年に二九の炭坑があり、一炭坑当りの平均船積み量は約一六、五五〇ニューカスル・チョルドロン (約四三、八六〇トン)、⁽⁴⁸⁾ 九二年の流域全体の坑内・坑外夫総数は約九、六〇〇人であり、一炭坑当り三〇〇〜三三〇人程度と思われる。平均炭層深度 (堅坑深度とはほぼ一致する) は三六四フィートおよび炭坑からティン河までの距離

第25表 1787年のティン河流域炭坑の炭層深度と河までの距離

Items		Number of collieries	Depth of seam (feet)		Distance from the river (miles)	
Zone			最高	平均	最高	平均
On the North Side	Below Newcastle	8	最高	630	最高	3
			平均	508	平均	1.38
			最低	240	最低	0.25
	Above Newcastle	7	最高	360	最高	5
			平均	277	平均	2.64
			最低	140	最低	0.25
On the South Side	Below Newcastle	3	最高	456	最高	4
			平均	382	平均	1.58
			最低	270	最低	0.25
	Above Newcastle	11	最高	480	最高	9
			平均	314	平均	5.48
			最低	144	最低	1
Total		29	加重平均	364	加重平均	3.26

註 1) 出典: Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 294-5, より作成。
 2) 炭層深度は、堅坑深度とほぼ一致する。

は平均三・二六マイルであるが、ニューカスルの下流炭鉱地帯の方が深層炭坑で、かつ河までの距離が短いことが、明白である(第25表参照)。河川までの距離が最高九マイル・平均三・二六マイルという事実は、河口から最上流炭坑までの流域距離約二五マイル(後掲第6図より測定)——ティン河流域全体から見れば下流域——を考慮すると、炭鉱立地条件はティン河に沿った細い帯状の比較的狭い地域に制約されていたと思われる。次にウェア河流域について述べると、七八―七九年に一四炭坑(炭坑群も資料の制約上一炭坑とする)があり、八四年(少なくともこの年まで炭坑数および新旧の交替なし)の一炭坑当り平均船積み出荷量は約一七、四六三ニューカスル・チャルドロン(約四六、二七八トン)、九二年の流域全体の坑内・坑外夫総数は約七、〇〇〇人で、一炭坑当り四五〇人前後と思われる。八四年におけるこれらの諸炭坑のなかでのラムトン炭坑群(ラムトン家&ダーラム伯爵経営)の出荷量四一、二七四ニューカスル・チャルドロン(約一〇九、三七六トン)、テンペスト炭坑群(テンペスト家経営)の三一、〇〇一チャルドロン(約八二、一五三トン)と上位二炭坑が擡んでおり(出荷占

一五三トン)と上位二炭坑が擡んでおり(出荷占

有率約二九・六%、そのうえ上位七炭坑の出荷占有率は約六七%に達し、少数炭坑の寡頭的支配が成立していたのである。⁽⁵⁴⁾

九三―九五年の三―四ヶ月の協定中断は、数量〔＝生産割当〕協定における何らかの困難のため（“owing to some difficulty in the arrangement of Quantities”⁽⁵⁵⁾）であったし、また九九年一二月に協定が更新されなかったのも、高い割当基準を保持していた若干の諸炭坑がそれをいっそう高くするように要求した結果⁽⁵⁶⁾であった。

ところで、第二章で詳説したように、一八〇〇年に下院の「石炭業に関する委員会」（Committee on the Coal Trade）での「出荷制限協定」をめぐる諸問題もとりあげられた。⁽⁵⁷⁾既に指摘した一七七一年に始まるこの協定の最初の提唱者であるワシントン炭坑支配人トンプソンの炭坑主やニューカスルのタウン官史クレイトン（Nathaniel Clayton）⁽⁵⁸⁾が審問され、証言した。炭鉱主ら利害関係をもつ当事者たちは、このカルテル協定のもとで石炭が高価格に維持されているという攻撃に対して、かかる高価格を否定せず、逆に「公正」利潤（“fair profit”）の主張を展開して弁護した。すなわち、彼らは、協定の目的は①ある諸銘柄の石炭価格の激落に対する救済策を適用し②それによって「公正な」利潤を提供し③かくして劣等諸炭鉱を閉山の危険から守ることであると公言した。⁽⁵⁹⁾つまり、彼らは、理論的にいえば、（鉱山）地代法則（レヴィのいう収獲通減の法則（The law of diminishing returns））は高価格を劣等炭鉱の存立条件とし、劣等炭鉱の閉山による供給減は需給不均衡を招来し、結局石炭価格は劣等炭鉱の存立条件として必要とされる水準以上に騰貴する、と主張したのである。⁽⁶⁰⁾

これに対して委員会報告は、「これらの諸規制の目的は適えられ、苦情を訴えられた価格不振（the Depression of Price）は除去され、さらに劣等諸炭坑にとって懸念された諸危難は効果的に避けられた」と述べながら、他

方で、カルテルのもとで、すなわち一七八〇年以後の一年前後を除く一七七一年以降の期間中に普及した価格水準は最劣等炭鉱の生産費によって正当化される金額をはるかに越えていたと確信しつつ、その結論として「石炭は、取引 (the Trade) のどの部分にも正当な利潤を伴いながら、かなりの値下げ (considerable reduction) が可能であろう」と指摘した。⁽⁵⁶⁾ それにもかかわらず、委員会は、「出荷制限協定」の合法性の問題 (the question of legality) を取り扱うことを回避し、協定が違法であると断言することないしエリントンの告訴を弁護することを拒絶した。⁽⁵⁷⁾ そして、委員会は、「首都においてもまた、営業の完全な自由が、公衆にとって最上の利益である」という見解を表明し、こうした諸契約 (contracts) Ⅱ協定を禁止する既存の諸制定法を実施する効果的手段の採用の可能性、賃金引上げのための船員 (mariners) 内部のコンピネーションの害悪、運賃、市場における取引手続き、一次卸商人の利潤、検査官、船荷引渡し、混合炭、計量および引渡しにおける詐欺行為、季節的払底に対する処方箋としての倉庫の設立等の問題に言及しつつ、スタフォード、ウエスター、ウォーウィック、サロップ、レスター、あるいはグラモーガンシャーから諸運河を通じて、ほとんど無尽蔵に豊富な石炭が供給されうるし、ウェールズのいくつかの部分とヨークシャーから沿岸回りで追加供給が可能である、と報告した。⁽⁵⁸⁾ 委員会報告は、既に第二章で説明したように、一八〇二—〇三年の「石炭売買法」や〇七年の「石炭売買法新法」などとなって結実したが、北東イングランドの「出荷制限協定」は、右の地域間競争に対する過大かつ實際上、非現実的であった期待をかけたにとどまって、事実上放置された。⁽⁵⁹⁾

一八〇〇年—一八二〇年の期間における協定自体の歴史に関する資料は、スウィーシーによれば、ほとんどないといわれる。⁽⁶⁰⁾ したがって、ごく断片的な指摘にとどまる。一八二二年は、一一年末に協定が失効して更新交渉

六ペンスから第七等級の二二シリング（いづれもニューカスル・チョルドロン当り）までの大幅な格差のある優良炭優位の性格をもつものであった。⁽⁶²⁾一四年は、気象から石炭税率変更にいたるまであらゆる面で全く異常な年で、協定は存在しなかったと思われる。⁽⁶³⁾

一八〇〇年—一八二〇年という期間は対仏戦争（一七九三年—一八一五年）に伴う正貨支払停止の時期（一七九七—一八二二年）と重なり、それによるインフレーションは石炭価格をも高騰させた（第3図および第26表参照）が、インフレ収束・正貨支払再開とともにかなりの下落を示した。

一八二〇年頃には、タイン・ウェア両河流域の炭鉱主たちが他の諸地方からの石炭供給の急増を誘発しないで独占利潤（monopoly profits）を収奪しうる限界は狭まった。⁽⁶⁵⁾二〇年には北東イングランドでは協定は存在していた

第26表 ニューカスルおよびサ
ンダーランドにおける
優良炭の平均船積み価
格の推移 (per ton)

Periods	Newcastle		Sunderland	
	s.	d.	s.	d.
1784—90	7	6	—	—
1791—97	9	9	—	—
1798—1804	12	6	11	1
1805—11	15	2	12	2
1812—18	14	3	12	6
1819—25	11	8	12	0
1826—32	10	5	11	1
1833—37	9	4	9	10

出典 W. S. Jevons, *op. cit.*, p. 84, より借用。

にもかかわらず、ロンドン市場における「低価格」問題をめぐって船主によるファクターとの協議が行なわれ、それは成功しなかったと思われるのである。⁽⁶⁶⁾他方で、一八〇九年のロンドン市場入荷の「海送炭」に対するロンドン・チョルドロン当り一二シリング六ペンス（史上最高）であった差別的高率国税が、一五年に続いて二四年にも減額されて（一五年—三シリング二ペンス、二四年—三シリング四ペンス）、六シリングになったことはかかる独占の存立基盤を補強する役割をはたした⁽⁶⁷⁾と思われるが、二〇年代後半には二五年九月二七日にイギリ

スで最初に開通した公共（蒸気力）鉄道であるストックトン・ヘンド・ダーリントン鉄道（Stockton & Darlington Ry.）——この時はまだ幹線とヤーム線（the main line and Yarn branch）のみ開通——の登場によってティーズ河流域で新規開坑が進捗しこの流域諸炭坑がティン・ウェアの有力な競争者「アウトサイダー」となり、その存立基盤をいっそう脅すものとなる。

二一年に、それほど長期間にわたらない協定の中断による自由取引が行なわれ、二四年六月（同年四月に前述の減税実施）から二五年七月頃まで再び自由取引が展開された。⁽⁶⁹⁾

二五年七月頃に再建されたと思われる協定は年末には更新されなかったように推測される。すなわち、二六年一月にロンドン市場でこの年の最高を記録した石炭価格（最上質炭ロンドン・チョルドロン当り四二シリング前後——第一三図(2)からの推定、以下同じ）は需要期に入った一〇月に最低水準（少なくとも一八〇七年以降の最低水準である三三三シリング前後）となり、約九シリング（約二二%）も暴落したのである。⁽⁷⁰⁾ また、この年のニューカスルおよびサンダーランドからのロンドンを含む沿岸諸市場向け出荷量は史上最高の一三四・一万ニューカスル・チョルドロンに達し（それまでの最高は三年の一二三・六万、二一—二五年の年平均は約一一五・三万）、外国市場向けを含む総出荷量（内陸市場向けは記録がない）は、三二年までを含めて史上最高の一四一・八万ニューカスル・チョルドロンを記録した。⁽⁷¹⁾ 二六年一〇月二四日に開かれたニューカスル港の最も多数の船主の集会は、業界の状態の改善を期待して炭鉱主の協力を求め、船主代表団がこの目的のために炭鉱主たちを訪問することを告知するための通信を承認した。一月六日、ティンの炭鉱主たちは船主代表団と会見したが、そこで後者の指導者は「〔石炭の〕低価格はロンドンのコール・ファクターの間に固有の取決め（proper understanding）が欠如している」

ためであるとの見解を表明した。炭鉱主たちはその時には船主代表団に協力を約束したが、問題は協定再建後
 タイン委員会に引き継がれ、二七年二月二〇日、委員会は船主代表団との約束を反古にする通告を行なった。
 すなわち、タイン委員会は、何よりもまず炭鉱主ないしその一部が公開取引自由競争下の低価格での船荷引受
 けを船主によって拒絶されたことによつて余儀なくされた傭船 (Freighting, or charter)——公開取引自由競争のも
 とでは船主または船長は低価格低利潤を理由に仲買人商人機能を担うことを拒絶し、たんなる回遭業海運業にのみ専念
 したので、炭鉱主は傭船契約をしてロンドン市場などで自己勘定で石炭を売却することを余儀なくされた。この場合には、産
 炭地での船上渡し価格規制協定はほとんど不可能ないし無意味となる——を廃止することに腐心し、このためには「フ
 アクターらに彼らが船主の代理人では全くないと思わせるいかなる措置もとられるべきでないことが最大の
 重要性をもつ」と看做して、ロンドン石炭取引所への介入を断り、末尾で、現在の協定は全く満足すべき
 ものであり、しかも「炭鉱主は自分たちがそのために連合する目的を成し遂げる決意である」（附点は原文で
 はイタリック体〔タイン委員会議事録では下線が引かれている〕と警告した。⁽⁷²⁾ タイン委員会のこのような回答は、個々
 のファクターたちが数年来炭鉱主の代理人として行動してきたという事実との関連で考慮されるべきであり、回
 答の実質的な意味は石炭運送は船主の事業であり、ロンドン価格に関してはファクターこそ船主が頼るべき代理
 人であるという点にあった。⁽⁷³⁾ こうした炭鉱主の態度が三四年までに根底的に変更されるのは後述の通りである。
 二七年は、後に「出荷制限協定」の「黄金時代」ないし「大きな個別的出荷割当の時代」と回顧されるようにな
 った最期の平穏な年であった。換言すれば、二八年以後は、長い一連の煩しい諸事件が連続して起つたのであ
 る。協定を管理する連合委員会およびタイン、ウェア両委員会は主として月間出荷割当量の設定、その超過・不

足問題の処理、協定に対する放縦への苦情処理、生産割当基準の小調整、年季繫縛契約と賃金契約——労働問題に関する重要な決定は炭鉱主総会に委ねられるが、それらの執行は委員会に委された——、石炭諸税廃止運動、計量超過規制などの業務にとりくんだ。⁽⁷⁴⁾

二七年を通じて、タイン委員会は、船主たちを以前よりも一層カルテルの統制下におき、同時に、彼らを非同盟ないし反抗的な諸炭坑に対する武器に使うことを企図した。すなわち、二七年六月九日、タイン委員会は、石炭船に協定傘下の炭坑とのみ取引させることを企図として「連合諸炭坑 (the associated collieries) のどれかと間断なく取引していないいかなる石炭船もリスト価格 (the list price——等級別価格の一覧表のことを指す〔引用者〕) に加えてチャルドロン当り一〇シリングを課せられると決議し」、船主に秘密裏に通告した。排斥対象炭坑リストも作成されたが、委員会は、それを請求した船主に一端は同意したが、その露見を慮れて実行しなかったようである。かくしてこの企てはたいしてうまくいかなかったと思われる。⁽⁷⁵⁾

連合委員会は、二七年一〇月二日、毎年慣行にしたがって翌年に向けて協定更新問題を取りあげた。一二月一〇日タイン炭鉱主総会が開かれ、二八年協定(ウェアの炭鉱主も署名してはじめて発効するいわば仮協定の性格をもつ)を満場一致で票決し、一連の規約を採択した。これらの規約は、通常の手続きにしたがって、だれもが署名するように石炭業事務所に委ねられ、さらにウェア炭鉱主に送付された。ところで、新協定は割当基準の増加を獲得する新しい機会を意味したし、さらに等級別価格リストの改訂作業がすぐに始まった。この年は、可能なかぎり平和的に精査し妥協をはかるべき多数の請求と反訴 (Grimms and counterclaims) のほかに、新しく開坑されたタイン河流域四炭坑に割当基準を提供しなければならなかった。両地域間の協定更新作業は年末までに完了し

なかった。⁽⁷⁶⁾

二八年一月四日に開かれた連合委員会で、タイン側は、その地域割当基準の著しい増加を主張し、さらにウェア地域の慣行が粒炭（直径 $\frac{3}{8}$ インチ未満）を規制量に含めていないことに抗議した。一月一九日の連合委員会で妥協が成立し、タイン地域はわずかに殖やされた割当基準（二七年の八〇万ニューカスル・チャルドロンに対して二・六万増の八二・六万ニューカスル・チャルドロン。ウェア地域は二七年と同じ五三・三万ニューカスル・チャルドロン）を受け入れ、ウェア地域は前述の慣行の撤廃を約束した。かくして二八年協定は成立し、発効した。⁽⁷⁷⁾ この協定でタイン委員会の構成が七名から九名に増員された。また、両地域の協定を遵守させるための規約は著しい対照をなしていた。前述の二七年一月一〇日に採択されたタイン地域の規約は、①委員会が許可した割当出荷量を超過したいかなる炭坑も出荷超過分の石炭の総価値をその売却時価で没収される②許可なく価格リストから乖離させた場合には罰金五〇ポンド③虚偽の報告をした場合には罰金一〇ポンド④週間報告を怠った場合には罰金五ポンド、と厳しい罰則を定めていた。これに対して「ウェア河での石炭取引の管理のための一般的諸規制」（“General Regulations for the government of the Coal Trade on the River Wear”）と称するウェア地域の規約は、①（月間割当出荷量に対する）過不足の報告は毎月末に行なわなければならない②割当量を超過して出荷した炭坑はその超過分を翌月の指示出荷量から控除され、不足している炭坑はその不足分を翌月の指示出荷量に加算されるものとする、という罰金条項を欠いたかなりルーズな内容のものであった。⁽⁷⁸⁾

二八年の協定等級別価格がロンドン・チャルドロン当り一シリング（ニューカスル・チャルドロン換算で約二シリング一ペンス）ほど高すぎた——正確な坑口価格に関する誤断による——ため、ロンドン市場へのスコットランド、ウェ

第27表 1828—29年のロンドン市場への石炭入荷量と平均市場価格

Areas Years	From "Vend" Area (A)	From Outside (B) (Stockton, Scotland, Yorks, Wales)	(B) (A)	Price*
	(in thousands of tons)		(%)	per ton s. d.
1828	1,862	98	5.3	30 0
1829	1,964	53	2.7	27 6

註 1) 出典 Sweezy, *op. cit.*, p.80, より借用
 2) *価格は, Stewart's Wallend coal (サンダーランド最上質) 炭の毎月の第1市場日価格の平均である。29年1月~8月は「公開取引」の時期であったことに留意する必要あり。

ールズおよびヨークシャー、さらにとりわけストックトン(ティーズ河流域炭鉱の船積み港—次項で説明する)からの石炭の突然の殺到を招いた(第27表参照)。このことは、一方では、二八年でさえタイン・ウエア両地域と他地方との競争の程度はたいして重大なものではないことを示しているが、他方では、独占利潤の収奪基盤がいつそう狭隘になりつつあったこと——二八年の年間指示出荷率は八一・二%であり、二九年一月—八月の「公開取引」下で多数の最劣等炭坑は赤字操業を余儀なくされた——を示すものである。⁽⁷⁹⁾

また、二八年の夏、重大な事態がタインとウエアの間で発展した。ウエア地域が一貫して指示出荷量を超過し、八月末までのウエアの出荷実績は割当基準の一〇〇〇分の五五七・五に達したのに対してタインは一〇〇〇分の四八三にすぎなかったのである。ウエア地域の割当超過の「主犯」(the main culprit)はあの大炭鉱主の一人であったロンドンデリー卿であった。協定の

突然の終末がきたかにもえた事態は、ウエア側が一〇〇〇分の七四・五の超過分を一月までに二七に、一二月までに二二に減らし、年末までに一掃することに同意したことによってさしあたり回避された。しかし、実際には危機は始まりにすぎず、二九年向けの協定更新問題になお直面しなければならなかったのである。二八年一月五日、連合炭鉱主総会がロンドンデリー議長のもとでこの問題を検討するために開催された。協定更新が望ましいということには原則的に満場一致の賛意が示されたが、そのための問題の核心は両地域間の紛争を解決する

ための独自の機構が欠如していることであつた。総会は出席者全員的一致で両河川間の紛争仲裁機関（a general court of appeal）を設立する決議を採択した。ところが総会を欠席した大炭鉱主ダーラム伯¹ラムトン卿は総会決議を実施する旨の通知を受けたが、彼はそれに異議を唱える書簡を送った。すなわち、彼は、そのなかで、①ウエアの主要な七名の炭鉱主はすべてウエア委員会の構成員であり、かかる機関の設置の唯一の結果はウエアをタインに完全に従属させることになり、②そのうえウエアの七名の炭鉱主のうち五名が二八年の割当出荷量を超過しており（ダーラム伯は一、六五五ニューカスル・チャルドロンの不足）、③こうしたことを繰り返さないという適切な保証が得られるまで二九年向け協定について議論さえしないであろう、と主張した。一月十九日、第二回連合炭鉱主総会（ラムトン卿は再び欠席し、彼の代理人が出席したが彼の見解を知らなかったという）が開かれたが、ロンドンデリー卿は協定の断念を提案した。しかし、結局、総会はラムトン卿を説得するために数週間の猶予期間をおくために延会された。翌二九年一月十九日、延会された総会が再開され、総会は、紛争仲裁機関がウエアでの協定遵守を保証するために不可欠であり、ダーラム卿の求める保証であると宣言し、二四日以前に彼の同意がない場合にはその日から取引は公開すると決定した。一月二四日、連合委員会は、彼の回答が不満足であると確認して、取引は公開であると宣言した。⁽⁸⁰⁾

二八年は北東イングランドの石炭独占¹カルテル体制にとって激動の時代が始まりであつたが、二九年以降、事態は危機の進行と再建¹独占の再編に向つて展開する。

(1) Sweezy, *op. cit.*, pp. 32-3; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 213; Levy, *op. cit.*, pp. 107-9; Williams, *op. cit.*, pp. 25-7.

- (2) Galloway, "Annals", Vol. I, p. 264.
- (3) Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 252 (Appx. F).
- (4) Sweezy, *op. cit.*, p. 31.
- (5) Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 252.
- (6) Sweezy, *op. cit.*, p. 144.
- (7) Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 260-3; Dunn, *op. cit.*, p. 24.
- (8) Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 264-6, 268-271; Levy, *op. cit.*, p. 108; Dunn, *op. cit.*, p. 23; Green, *op. cit.*, pp. 208-210.
- (9) Williams, *op. cit.*, p. 29.
- (10) Sweezy, *op. cit.*, p. 144.
- (11) Levy, *op. cit.*, p. 108.
- (12) *Ibid.*, p. 108.
- (13) *Ibid.*, p. 109; Sweezy, *op. cit.*, p. 35; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 213; Williams, *op. cit.*, pp. 26-7.
- (14) Sweezy, *op. cit.*, pp. 35-6; Levy, *op. cit.*, p. 110; Williams, *op. cit.*, pp. 26-7; Galloway, "Annals", Vol. I, p. 296.
- (15) Levy, *op. cit.*, p. 110; Sweezy, *op. cit.*, p. 60; Dunn, *op. cit.*, p. 68; Green, *op. cit.*, p. 211.
- (16) "Report of the Select Committee on the State of the Coal Trade", House of Commons, 1830 (663), Ⅳ, pp. 254-5, 263-4 (㊦); "Commons' Report of 1830" (㊦); "Report from the Select Committee on the Coal Trade; together with Minutes of Evidence, and Appendix", House of Commons, 1836 (522), Ⅹ, pp. 2-3, 12-3 (㊦); "Commons' Report of 1836" (㊦); Levy, *op. cit.*, pp. 110-5, 137; Sweezy, *op. cit.*, pp. 59-60, 79-80; Williams, *op. cit.*, p. 30; H. Stanley Jevons, "The British Coal Trade", 1915, p. 315; Smith, *op. cit.*, p. 149.
- (17) "Report from the Select Committee of the House of Lords appointed to take into Consideration the State of the Coal Trade in the Kingdom... (15th June 1829)", 1830 (9) Ⅷ, p. 57 (㊦); "Lords' Report of 1829" (㊦);

- "*Commons' Report of 1830*", pp. 254-5, 264; "*Commons' Report of 1836*", pp. iv-v, 2-5, 43; Levy, *op. cit.*, pp. 117-9; Sweezy, *op. cit.*, pp. 60-3, 79-80; Williams, *op. cit.*, pp. 28, 32-3; H. S. Jevons, *op. cit.*, pp. 315-6; Smith, *op. cit.*, p. 149-150; Dunn, *op. cit.*, p. 70.
- (29) Sweezy, *op. cit.*, pp. 57-8; Smith, *op. cit.*, p. 232.
- (31) "*Lords' Report of 1829*", p. 67; Smith, *op. cit.*, pp. 57-8; Galloway, "*Annals*" Vol. I, pp. 271, 294-6. 此乃本報第一卷第一頁(本報第二十卷第一・三頁中)の註文を參照せよ。
- (32) Levy, *op. cit.*, pp. 117-9; Sweezy, *op. cit.*, pp. 61-2, 66; Williams, *op. cit.*, pp. 32-3; H. S. Jevons, *op. cit.*, pp. 315-6; Smith, *op. cit.*, p. 150.
- (32) Levy, *op. cit.*, pp. 118-9. 總論部分の註文を參照せよ。
- (22) Sweezy, *op. cit.*, p. 67.
- (33) *Ibid.*, p. 67; Levy, *op. cit.*, p. 117-120; Smith, *op. cit.*, p. 149.
- (34) Sweezy, *op. cit.*, p. 60.
- (35) *Ibid.*, p. 58.
- (26) *Ibid.*, pp. 60, 63-4; Levy, *op. cit.*, pp. 119-120; Williams, *op. cit.*, pp. 34-5.
- (27) Sweezy, *op. cit.*, pp. 59-60; Williams, *op. cit.*, pp. 35-6.
- (32) Levy, *op. cit.*, p. 116; T. J. Taylor, *op. cit.*, p. 11; Green, *op. cit.*, p. 211.
- (32) W. Stanley Jevons, "*The Coal Question*", rep. ed., 1965 (1st. ed., 1865; 3rd ed., rev., 1906), pp. 82-3.
- (36) Ashton & Sykes, *op. cit.*, pp. 214, 253 (Appx. F); Dunn, *op. cit.*, p. 69.
- (15) Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 251 (Appx. E); Mitchell, *op. cit.*, p. 110.
- (33) Mitchell, *op. cit.*, p. 112; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 251 (Appx. E); Sweezy, *op. cit.*, p. 36.
- (33) Williams, *op. cit.*, p. 29.
- (25) Levy, *op. cit.*, pp. 111-2.
- (35) 梨田「前掲書」一九四一。

- (36) 前掲書 一八二ページを参照せよ。
- (37) Mitchell, *op. cit.*, p. 113 [footnote (b)]; cf. Levy, *op. cit.*, p. 161.
- (38) Levy, *op. cit.*, p. 111.
- (39) Ashton & Sykes, *op. cit.*, pp. 214, 253 (Appx. F).
- (40) *Ibid.*, p. 253 (Appx. F). また、ヤンクトウのロケスター・ハーバー (Rochester harbour) 価格は、八〇年の平均二七シリングから八五年には平均二三シリングに、約一五%下落した (Levy, *op. cit.*, p. 116)。
- (41) Mitchell, *op. cit.*, p. 110; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 251 (Appx. E)。これを反映して、ロンドン市場入荷量も、八三年六九・五万、八四年七二・五万、八五年七三・三万、八六年七三・〇万、各ロンドン・チャールズトンと増加した。
- (42) A. J. Taylor, "The Sub-contract System in the British Coal Industry", in "Studies in the Industrial Revolution", edited by L. S. Presnell, p. 227; T. J. Taylor, *op. cit.*, p. 13.
- (43) Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 253 (Appx. F).
- (44) *Ibid.*, p. 214; A. J. Taylor, *op. cit.*, p. 227. 第3図と同様の傾向を示しているのを参照せよ。これに対して、ニューヨークからの優良炭 (a superior quality of coal) の八四〜九〇年における平均船積み価格はトン当り七シリング六ペンス、ニューヨークスル・チャールズトン (換算) 当り約一九シリング一〇・五ペンスであったという記録もある (W. S. Jevons, *op. cit.*, p. 84) が、八七〜九三年の平均および各年別記録がなないので、指摘するにとどめる。
- (45) Mitchell, *op. cit.*, p. 112.
- (46) A. J. Taylor, *op. cit.*, p. 227.
- (47) *Ibid.*, pp. 228-9; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 214.
- (48) Galloway, "Annals", Vol. I, pp. 294-5.
- (49) *Ibid.*, p. 296; Dunn, *op. cit.*, p. 26.
- (50) Levy, *op. cit.*, p. 120. 鉤括弧内は引用者による。
- (51) *Ibid.*, p. 120. 「高き割当基準を保持していた若干の諸炭坑」とは、ウォールズエンド (割当基準六四、五〇

- ニューカスル・チャルドロン、出荷実績四三、二二八ニューカスル・チャルドロン、(以下同じ)、『ランプバーン(四五、〇〇〇—二八、二四六)』、ヒートン(四五、〇〇〇—三〇、〇八二)、『ウィウィック・ヘンド・クラスター(四五、〇〇〇—二九、九九二)』、ウィリントン(四五、〇〇〇—三〇、〇一〇)であった、と思われる(Dunn, *op. cit.*, p. 55)。一七九九年の総割当基準は約二五七・七万トン(ロンドン・沿岸向け出荷実績約一九七・八万トン)、『年間出荷指示率は』、『〇〇〇分の八一〇』であった(T. J. Taylor, *op. cit.*, p. 22; Dunn, *op. cit.*, p. 70)。
- (52) この協定が秘密協定であったにもかかわらず下院でとりあげられた契機は、ノーサンバーランドの公爵所有の鉱区の賃借炭鉱主であったG・W・エリントンが石炭業委員会の構成員に炭鉱主を告訴し、その際炭鉱主の巨富と影響力は当地での公正な裁判をなしえなくしていることを根拠に、ニューカスルまたはノーサンバーランド州以外の地での裁判を要求したが、これは認められはしたものの訴訟は決して進まなかったのであるが、彼が一八〇〇年の下院委員会での協定に関して証言したところを思われる(Sweezy, *op. cit.*, p. 131; Williams, *op. cit.*, p. 39。本稿第二章「前掲」一四六ページを参照せよ)。
- (53) タンマンの証言(evidence)については次の箇所を参照せよ、Sweezy, *op. cit.*, p. 40; Ashton & Sykes, *op. cit.*, p. 214 (footnote 4); Andrew Martin Neumann, "Economic Organization of the British Coal Industry", 1934, p. 157 (footnote 1); Dunn, *op. cit.*, p. 71; Green, *op. cit.*, p. 215。
- (54) Levy, *op. cit.*, p. 134; Williams, *op. cit.*, p. 32; Smith, *op. cit.*, p. 149。
- (55) Levy, *op. cit.*, p. 136。
- (56) *Ibid.*, p. 135。傍点は引用者による。
- (57) Sweezy, *op. cit.*, p. 131。
- (58) Smith, *op. cit.*, p. 150。
- (59) Sweezy, *op. cit.*, p. 131。
- (60) *Ibid.*, p. 40。
- (61) *Ibid.*, pp. 40-1, 154。
- (62) Williams, *op. cit.*, p. 30; Dunn, *op. cit.*, pp. 65。タイン河地域の等級別価格協定は厳格で、ウェア河地域の

それは従来型であった。すなわち、前者では、第一等級三四・五シリング（適用四炭坑、以下同じ）、第二等級三三・五シリング（六炭坑）、第三等級三一・五―二七・五シリング（六炭坑）、第四等級二六シリング（三炭坑）、第五等級二五シリング（九炭坑）、第六等級二四・五シリング（四炭坑）、第七等級二二シリング（六炭坑）と協定された。後者では最上質炭三〇・五―二八・五シリング（適用五銘柄、以下同じ）、第二等級炭二六―二五・五シリング（五銘柄）、劣等炭は価格不定（若干銘柄）となっていたのである。

- (63) Sweezy, *op. cit.*, pp. 40-1.
- (64) 正貨支払停止からその再開にいたるまでの経緯については、さしあたり、J・クラバム著『イングランド銀行』（英金融史研究会訳）第二巻一九七〇年「第一章正貨支払停止の時期、一七九七―一八二一年」を参照せよ。
- (65) Levy, *op. cit.*, p. 112.
- (66) Smith, *op. cit.*, p. 158.
- (67) 石炭税制の推移については、本稿第二章第二節を参照せよ。
- (68) H. G. Lewin, "Early British Railway—A Short History of Their Origin & Development 1801-1844", 1925, pp. 10-11.
- (69) "Lords' Report of 1829", p. 56; "Commons' Report of 1836", p. 144; Sweezy, *op. cit.*, pp. 41, 154, 156-7.
- (70) *Ibid.*, p. 156. また、ノットン・ウォルトスヘッド炭の二六年一〇月第一市場日のロンドン取引価格は、前年同月比で、其ターニシリント六ペンス、二二シリント（二五・六%）、二七・六%）も暴落した〔"Commons' Report of 1830," p. 358, *Appendices*, No. 4 (e), (f)].
- (71) Mitchell, *op. cit.*, p. 111.
- (72) Sweezy, *op. cit.*, p. 70; Smith, *op. cit.*, p. 158.
- (73) Smith, *op. cit.*, pp. 156-8.
- (74) Sweezy, *op. cit.*, p. 85.
- (75) *Ibid.*, pp. 86-7.
- (76) *Ibid.*, p. 87.

- (77) "Lords' Report of 1829", p. 57; Dunn, *op. cit.*, p. 75; Sweezy, *op. cit.*, p. 87. 二八年度途中の追加・補正を含めるとタイン八二・九五万、ウエア五三・九万(いずれもニューカスル・チャルドロン)であった。タインの一炭坑当り割当基準は二・三七万(約六・二八万トン)、ウエアの一炭坑企業当りのそれは六・七四万(約一七・八五万トン)であった。三大炭坑企業の割当基準は、ダーラム伯ラムトン卿の諸炭坑一六・二万(約四二・九万トン)、ロンドンデリー侯の諸炭坑一四・五万(約三八・四万トン)、ハットン・コール・カンパニー一・二万(約二九・七万トン)。またこの年の年間指示出荷率は「一〇〇〇分の八一」(タイン、ウエア両地域の平均)であった("Lords' Report of 1829", p. 57-8; Dunn, *op. cit.*, p. 78; T. J. Taylor, *op. cit.*, p. 22)。
- (78) Sweezy, *op. cit.*, p. 67-8.
- (79) "Commons' Report of 1830", p. 225; "Commons' Report of 1836", p. 12. Sweezy, *op. cit.*, p. 80; Levy, *op. cit.*, pp. 112, 120; Williams, *op. cit.*, p. 38.
- (80) "Lords' Report of 1829", p. 58; Sweezy *op. cit.*, pp. 88-90.

(未完)

一九七七年五月三〇日脱稿

九月二七日加筆